

専門教育履修案内

平成 25 年度

横浜国立大学経済学部

はじめに

この履修案内は横浜国立大学経済学部の学生のみなさんが本学での授業科目を履修するにあたり、必要な事項をまとめたものです。

経済学部では平成14年度の授業科目を大幅に改訂し、同時に履修基準を改めました。**平成15年度入学者からは Grade Point Average[※](GPA)制度 を導入**し、さらに充実した教育を目指しています。

授業科目は教養教育科目と専門教育科目とからなっており、それぞれの授業科目が各年次に割り振られ、体系的に教育課程が編成されています。この冊子には授業科目の履修に必要な一般的事項と、履修基準等を記述してあります。教養教育科目の履修については、この冊子のほかに、「教養教育履修案内」を参考にしてください。単位数等の履修基準は、当該入学年度の履修基準が適用されます。

各授業科目の講義内容は、ウェブシラバスとしてインターネット上で閲覧することができます。学務情報システム (<https://risyu.jmk.ynu.ac.jp/risyu/>) にログインし「シラバス検索」を選択してください。この中には、授業科目に関する基本情報、担当教員に関する情報、授業の目的・内容・受講計画、教科書・参考書、成績評価の方法、履修条件等が記載されています。これらの内容は、みなさんが自らの主体性のもとに授業科目を選定する際の参考資料であると同時に、毎時間の授業の予習・復習等を行う際に充分役立てることにより学習の効果を高め、履修計画が順調に遂行されるために大切なものです。

履修にあたってはこの「案内」を再度熟読してください。また、分からないことがあったときには学務第一係に質問してください。

※Grade Point Average(GPA)制度とは…

成績のランクに数値(Grade Point)を与え、その数値と単位数の積を足し合わせ、それを履修を登録してあった総単位数で割ることによって計算された数値を Grade Point Average(GPA)と呼びます。この数値は、学生のみなさんが自らの学修の様子を把握すると共に、みなさんをきめ細かく指導することに役立てられます。アメリカを中心に国際的に広く採用されている制度ですが、全学規模で採用し、卒業の条件として用いるのは我が国では本学が初めてです。

目 次

I 横浜国立大学学則	1
II 横浜国立大学経済学部規則	26
III 履修細目	29
1. 科目コードについて	30
2. 授業科目体系	
イ. 教養教育科目と単位数	31
ロ. 専門教育科目と単位数	33
ハ. 国際交流科目と単位数	35
3. 履修方法	
イ. 卒業のための必要単位数およびGPA(Grade Point Average)の基準	36
ロ. 専門教育科目の履修基準	37
ハ. 履修限度	37
ニ. ゼミナール	38
ホ. 専攻学科について	38
ヘ. 卒業論文	39
ト. GPA(Grade Point Average)について	39
チ. 履修上の注意	41
リ. 留学について	42
ヌ. 専門教育科目(特殊講義)「インターンシップ」の履修について	44
ル. 専門教育科目(特殊講義)「英語討論(アジア)」, 「英語討論(欧州)」の履修について	44
ヲ. 不正行為(例えば定期試験におけるカンニング等)について	45
ワ. 追試験について	45
カ. 気象状況等による休講について	45
(平成 23～25 年度の入学生)	
IV 教育職員免許状の取得について	
イ. 免許状の種類及び教科	47
ロ. 免許状授与のための基礎資格及び最低修得単位数	47
ハ. 単位の修得方法	47
(平成 21～22 年度の入学生)	
IV 教育職員免許状の取得について	
イ. 免許状の種類及び教科	51
ロ. 免許状授与のための基礎資格及び最低修得単位数	51
ハ. 単位の修得方法	51
V 平成 25 年度開講の授業科目	
1. 教養コア科目・情報リテラシー科目・基礎演習科目・健康スポーツ科目	55
2. 外国語科目	60
3. 外国人留学生のための授業科目	62
4. 専門教育科目	63
5. 授業科目名変更に伴う重複履修の禁止科目について(教養教育科目)	66
VI 講義担当教員一覧	67
VII 平成 25 年度学年暦	70

I 横浜国立大学学則

II 横浜国立大学経済学部規則

目次

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等(第1条―第2条の2)

第2節 組織(第3条―第10条)

第3節 教職員(第11条)

第4節 教授会及び委員会(第12条・第13条)

第5節 委任規定(第14条)

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学期間(第15条―第17条)

第2節 学年、学期及び休業日(第18条―第20条)

第3節 入学(第21条―第30条)

第4節 教育課程、履修方法等(第31条―第49条)

第5節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学、除籍等(第50条―第57条)

第6節 卒業及び学位の授与(第58条・第59条)

第7節 賞罰(第60条・第61条)

第8節 保健(第62条)

第9節 峰沢国際交流会館及び留学生会館(第63条)

第10節 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、内地留学生及び外国人留学生(第64条―第70条)

第11節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料(第71条―第75条)

第12節 公開講座等(第76条)

附則

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等

(目的)

第1条 横浜国立大学(以下「本学」という。)は、教育基本法¹の精神にのっとり、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者による検証を行うものとする。

3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 前3項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況の公表)

第2条の2 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- (1) 大学の教育研究上の目的に関すること。
 - (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
 - (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
 - (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
 - (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
 - (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
 - (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
 - (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
 - (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

第2節 組織

(学部、学科及び課程)

第3条 本学に次の学部並びに学科及び課程を置く。

教育人間科学部	学校教育課程 人間文化課程
経済学部	経済システム学科 国際経済学科
経営学部	経営学科 会計・情報学科 経営システム科学科 国際経営学科
理工学部	機械工学・材料系学科 化学・生命系学科 建築都市・環境系学科 数物・電子情報系学科

(教育研究上の目的)

第3条の2 前条に規定する学部並びに学科及び課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第4に掲げるとおりとする。

(収容定員)

第4条 学部の収容定員は、別表第1のとおりとする。

第5条 削除

(大学院)

第6条 本学に大学院を置き、大学院に研究科並びに研究科以外の基本組織としての学府及び研究院を置く。

2 大学院に関する規則は、横浜国立大学大学院学則(平成16年規則第202号)に定める。

(講座等組織)

第7条 第3条の学部の学科又は課程に講座又はこれに相当する教育組織を置く。

2 前項の組織の編制に当たっては、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にしなければならない。

3 第1項の講座及びこれに相当する教育組織は、別に定める。

第7条の2 本学は、学部、学科及び課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、本学の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制により実施するものとする。

(附属学校)

第8条 本学教育人間科学部に次の附属の学校を置く。

教育人間科学部 附属鎌倉小学校
附属横浜小学校
附属鎌倉中学校
附属横浜中学校
附属特別支援学校

(附属図書館)

第9条 本学に附属図書館を置く。

第10条 削除

第3節 教職員

(教職員)

第11条 本学に次の教職員を置く。

学長
副学長
教授
准教授
講師
助教
特別研究教員
研究教員
助手
副校長
主幹教諭
教諭
養護教諭
栄養教諭
専門職員
事務職員

技術職員

第4節 教授会及び委員会

(教授会)

第12条 学部、研究科、学府及び研究院に教授会を置く。

2 国立大学法人横浜国立大学組織運営規則（以下、「組織運営規則」という。）第18条に規定する全学教育研究施設に、教授会として運営委員会等を置くことができる。

(委員会)

第13条 本学に必要な委員会を置く。

第5節 委任規定

(委任規定)

第14条 本章に規定するもののほか、組織、教職員及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第15条 学部の修業年限は、4年とする。

第16条 第64条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を前条に定める修業年限に算入することができる。ただし、その期間は、前条に定める修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第17条 学生は、第15条に規定する修業年限の2倍の期間を超えて在学することができない。ただし、第27条第1項の規定により入学した学生は、同条同項の規定により定められた在学すべき年数の2倍の期間を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第19条 学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第20条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春季休業
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業

- 2 前項第3号から第5号までに規定する休業期間は、学長が別に定める。
- 3 学長が必要であると認める場合は、特別の休業日を定めることができる。
- 4 学長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

第3節 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第22条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の志願)

第23条 本学への入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び第71条に規定する検定料を添え、所定の期日までに志願する学部へ願出しなければならない。

(合格者の決定)

第24条 学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより、各学部において選考の上、当該学部教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学の手続)

第25条 前条の規定による合格者で本学に入学しようとする者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、第71条に規定する入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第26条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第27条 次の各号の一に該当する者で本学への入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第 56 条、第 57 条第 3 号、第 4 号若しくは第 5 号又は第 61 条第 3 項各号の一の規定により本学の一学部を退学、除籍又は懲戒された者で、その退学、除籍又は懲戒後 2 年以内に当該学部にも再入学を願い出たもの
 - (2) 大学を卒業し、又は退学した者で、編入学を願い出たもの
 - (3) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (4) 短期大学(外国の短期大学を含む。)、高等専門学校、旧国立工業教員養成所、旧国立養護教諭養成所を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者で、編入学を願い出たもの
 - (5) 学校教育法第 132 条の規定に該当する者で、編入学を願い出たもの
 - (6) 学校教育法施行規則附則第 7 条の規定に該当する者で、編入学を願い出たもの
 - (7) 外国において、学校教育における 13 年以上の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、編入学を願い出たもの
 - (8) 他の大学(以下「他大学」という。)に在学する者で、当該大学の学長が転入学の志願を承認したものの
 - (9) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者で、転入学を願い出たもの
- 2 前項の規定により入学を許可する者について、その者の既に履修した授業科目及びその履修単位数の認定(次条第 1 項第 2 号の規定により修得した単位を含む。)並びに既に行った次条第 2 項各号に規定する学修に係る単位の認定は、当該学部教授会の議を経て、学部長が行う。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 28 条 第 26 条の規定により、本学に入学した者が、入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合、教育上有益と認めるときは、当該学部教授会の議を経て、学部長は、その単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)を卒業又は中途退学した者が、当該大学又は当該短期大学において履修した授業科目について修得した単位
 - (2) 大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条第 1 項に規定する科目等履修生として修得した単位
- 2 第 26 条の規定により、本学に入学した者が、入学する前に次の各号の一に該当する学修を行っている場合、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、当該学部教授会の議を経て、学部長は、単位を与えることができる。
- (1) 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
 - (2) その他文部科学大臣が別に定める学修
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第 42 条及び第 43 条の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる

できる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。この場合において、修業年限を短縮することはできない。

4 前各項に規定する授業科目及び単位数の認定に係る手続等については、各学部が定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第29条 各学部は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第15条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(準用規定)

第30条 第23条、第25条及び第26条の規定は、第27条の規定により入学する者にこれを準用する。

第4節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 本学の教育課程は、学部、学科及び課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部、学科及び課程の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第32条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(副専攻プログラム)

第32条の2 各学部及び組織運営規則第18条に規定する全学教育研究施設に、各学部が編成する教育課程のほか、学生が所属する学部、学科及び課程の専攻に係る分野以外の特定分野又は特定課題に関する体系的な学習プログラム（以下「副専攻プログラム」という。）を置くことができる。

2 副専攻プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

(授業科目)

第33条 本学において開設する授業科目は、専門教育科目、教養教育科目及び国際交流科目とする。

(専門教育科目)

第34条 専門教育科目は、第31条及び第32条に規定する教育課程の編成方針及び編成方法により、専門基礎科目及び専門科目その他適切な科目区分を定めて編成した授業科目とする。

(教養教育科目)

第35条 教養教育科目は、教養コア科目、情報リテラシー科目、基礎演習科目、外国語科目及び健康スポーツ科目から成る授業科目とする。

(国際交流科目)

第36条 国際交流科目は、短期留学国際プログラムにより開設する授業科目とする。

(その他の授業科目)

第37条 学部は、必要があると認めるときは、講座外又はこれに相当する教育組織外の授業科目を開設することができる。

(授業の方法)

第 38 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 38 条の 2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 38 条の 3 各学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修方法等)

第 39 条 学生は、各学部の定めるところにより、授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 学生は、各学部の定めるところにより他の学部又は学科の授業科目を履修することができる。

3 前項、第 42 条及び第 55 条の規定により履修した授業科目について修得できる単位並びに第 28 条及び第 43 条の規定により学部長が修得したものとみなし、又は与えることのできる単位の合計は、60 単位を超えることができない。

4 第 58 条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 38 条第 2 項に規定する授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超えない場合は、60 単位を超えないものとし、124 単位を超える場合で、かつ、第 38 条第 1 項に規定する授業により 64 単位以上修得している場合は、60 単位を超えることができるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 40 条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 各学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格取得のための履修等)

第 41 条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要の単位を修得した者が取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第 2 のとおりとする。

3 教育職員の免許状授与の所要資格取得に当たっては、組織運営規則第 16 条に規定する教育人間科学部附属教育デザインセンターとの連携協力により行うものとする。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 42 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は当該短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により他大学又は短期大学の授業科目の履修を願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、その履修を許可するものとする。

3 第 1 項の規定により他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、当該学部教授会の議を経て、学部長は、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前 3 項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学期間中の外国の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 42 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部教授会の議を経て、学部長は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 43 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長は、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前 2 条及び第 55 条の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(単位)

第 44 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部規則に定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して各学部規則に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部教授会の議を経て、その単位を、学部長が定めるものとする。

(1年間の授業期間)

第45条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目の授業期間)

第46条 授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短かい特定の期間において授業を行うことができる。

(授業科目の成績)

第47条 授業科目を履修した学生に対しては、原則として学期末に別に定めるところにより試験を行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により判定する。

3 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語で表し、それぞれの評価に対して別に定めるところによりGP(Grade Point)を与える。

(単位の授与)

第48条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀、優、良及び可を取得した学生には、所定の単位を与える。ただし、第44条第2項に規定する授業科目については、学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(委任規定)

第49条 本節に規定するもののほか、教育課程、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学、除籍等

(休学)

第50条 疾病その他特別の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定により願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、その休学を許可する。

3 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる者については、当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

4 前3項に規定するもののほか、休学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学期間)

第51条 休学期間は、1年以内とし、当該学年末までとする。ただし、休学を許可された当該学年を超えて引き続き休学することを願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は休学期間の延長を許可することができる。

2 休学期間は、別に定める理由を除き、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第17条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第52条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、当該学部教授会の議を経て、学長は、その復学を許可することができる。この場合、疾病の理由により休学し、その理由が消滅して復学しようとするときは、医師の診断書を提出するものとする。

2 前項の規定は、第50条第3項の規定により休学を命ぜられた者にこれを準用する。

(転学部、転科及び転課程)

第53条 学生が他の学部に転学部の志願をしようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部及び志願する学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学生がその所属する学部の学科又は課程から同一学部の他の学科又は課程に転じようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

3 第27条第2項の規定は、前2項の規定により転学部、転科又は転課程する者にこれを準用する。

(転学)

第54条 学生が他大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、理由書を添え、その所属する学部長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部教授会の議を経て、学長は、その入学又は転入学の志願を許可する。

(留学)

第55条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。)又は外国の短期大学との協議に基づき、学生を外国の大学等又は外国の短期大学に留学させることができる。

2 第42条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により学生が外国の大学等又は外国の短期大学に留学する場合にこれを準用する。

3 前2項に規定するもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第56条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 前項の規定により願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、その退学を許可する。

(除籍)

第57条 学長は、次の各号の一に該当する者については、これを除籍する。ただし、第3号、第4号又は第5号に該当する者を除籍する場合には、当該学部教授会の議を経なければならない。

(1) 第17条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第51条第2項に規定する休学期間を超えた者

(3) 第74条の規定による入学料の全額若しくは半額の免除を許可されなかった者で、その納付すべき入学料を納付しない者又は同条の規定により入学料の徴収の猶予を許可された者で、許可された入学料の徴収の猶予期限までに納付すべき入学料を納付しない者若しくは同条の規定による入学料の徴収の猶予を許可されなかった者で、納付すべき入学料を納付しない者

(4) 第74条の規定により授業料の徴収の猶予の許可を得ないでその納付を怠り、又は同条の規定により許可された授業料の徴収の猶予期限を経過し、かつ、督促を受けてもこれを納付しない者

(5) 死亡又は行方不明の届出があった者

- 2 前項第4号に該当する場合の除籍については、第72条第1項に規定する春学期及び秋学期のそれぞれの期ごとに行う。

第6節 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第58条 卒業の認定は、第15条に規定する修業年限(第27条の規定により入学した者にあつては、同条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、又は第29条の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者については当該履修期間在学し、別に定めるところにより授業科目及び単位数を修得し、かつ、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たした上、学部が定める卒業の審査に合格した者について、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、学部3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)で、卒業の要件として当該学部が定める授業科目及び単位数を優秀な成績で修得し、かつ、当該学部が定める卒業の審査に合格したものについては、当該学部教授会の議を経て、学長は、その卒業を認めることができる。

- 3 前2項に規定する卒業の認定は、学年の終わり(学年の途中において入学した者にあつては春学期の終わり。以下この項において同じ。)に行う。ただし、学年の終わりに行う卒業の認定を受けることができなかった者については、別に定めるところにより卒業の認定を行う。

(学位の授与)

第59条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者に対し、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関する規則は、別に定める。

第7節 賞罰

(表彰)

第60条 学生として表彰に値する行為があつた者は、教育研究評議会の議を経て、学長は、これを表彰することができる。

(懲戒)

第61条 学長は、教育上必要があると認めるときは、当該学部教授会の議を経て、学生を懲戒することができる。ただし、特に必要があると認めるときは、教育研究評議会の意見を求めることができる。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 4 第1項及び第2項の規定による停学の期間が3月を超える場合は、第15条に規定する修業年限に算入しない。

第8節 保健

(保健管理)

第62条 学生は、毎年行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

- 2 学生は、前項に規定する健康診断のほか、学校保健安全法その他の法令に基づき、本学が指示する予防接種又はその他の検査を受けなければならない。
- 3 本学は、前2項の規定による結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとるものとする。

第9節 峰沢国際交流会館及び留学生会館

(峰沢国際交流会館及び留学生会館)

第63条 本学に峰沢国際交流会館及び留学生会館を置く。

- 2 峰沢国際交流会館及び留学生会館の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第10節 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、内地留学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第64条 本学の学生以外の者で、学部において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者については、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 前項に規定する者が履修した授業科目について、当該学部長は、単位を与えるものとする。

(研究生)

第65条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生の研究期間は1年以内とする。ただし、特別の事情により延長を許可することができる。

(聴講生)

第66条 学部において特定の授業科目を聴講することを志願する者については、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生を志願することができる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(特別聴講学生)

第67条 他大学若しくは外国の大学等若しくは短期大学若しくは外国の短期大学又は高等専門学校に在籍する者で、本学の授業科目を履修することを志願する者については、当該他大学若しくは外国の大学等若しくは短期大学若しくは外国の短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(内地留学生等)

第68条 産業教育振興法による内地留学生、特別支援教育内地留学生、現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される教育職員(以下「現職教育内地留学生」という。)、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員又は教員研修センター研修員を志願する者については、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、産業教育振興法による内地留学生、特別支援教育内地留学生、現職教育内地留学生、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員又は教員研修センター研修員として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 69 条 外国人で本学に入學を志願する者については、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入學を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 33 条に定めるもののほか、第 35 条に規定する教養教育科目として日本語科目及び日本事情に関する科目を置く。

3 第 1 項に規定する外国人留学生は、第 4 条に規定する収容定員外とすることができる。

(委任規定)

第 70 条 本節に規定するもののほか、科目等履修生、研究生及び聴講生等に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 節 検定料、入學料、授業料及び寄宿料

(検定料、入學料、授業料及び寄宿料の額)

第 71 条 検定料、入學料、授業料及び寄宿料の額は、別表第 3 のとおりとする。ただし、第 64 条、第 65 条及び第 66 条に規定する科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入學料及び授業料の額は、別に定めるところによる。

(授業料等の徴収等)

第 72 条 授業料は、年額の 2 分の 1 に相当する額を次の 2 期に分けて徴収する。ただし、入學年度の春学期(10 月入學する者にあつては秋学期)又は春学期及び秋学期に係る授業料については、入學を許可される者の申出があつたときは、入學を許可するときに徴収するものとする。

春学期(4 月から 9 月までの分)納期 4 月

秋学期(10 月から翌年 3 月までの分)納期 10 月

2 第 61 条の規定により停學を命ぜられた期間中の授業料は、徴収する。

3 第 67 条に規定する特別聴講學生が他の国立大学(国立短期大学及び国立高等専門学校を含む。)の學生である場合には、第 1 項の規定にかかわらず、授業料は、徴収しない。

4 第 68 条の規定による内地留學生等及び第 69 条の規定により入學した外国人留學生のうち国費外国人留學生については、前条及び第 1 項の規定にかかわらず、検定料、入學料及び授業料は、徴収しない。ただし、第 68 条の規定により入學した者のうち単位の認定を受ける者については、授業料を徴収する。

(既納の授業料等)

第 73 条 既納の検定料、入學料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 個別學力検査等のうち、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り學力検査その他による選抜(以下この項において「第 2 段階目の選抜」という。)を行う入學者選抜において、第 1 段階目の選抜で不合格となつた場合及び個別學力検査出願受付後に、大學入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該検定料を納付した者の申出により、別表第 3 に定める第 2 段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

3 第 72 条第 1 項ただし書の規定により、入學を許可されるときに授業料を納付した者が、入學年度の前年度の 3 月 31 日(10 月に入學する者にあつては入學年度の 9 月 30 日)までに入學を辞退した場合には、第 1 項の規定にかかわらず、納付した者の申出により、当該授業料相当額を返還する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第74条 学長は、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、検定料を免除し、若しくは入学料、授業料又は寄宿料の全部又は一部を免除し、又は入学料若しくは授業料の徴収を猶予することができる。

(委任規定)

第75条 本節に規定するもののほか、検定料、入学料、授業料及び寄宿料の徴収及び免除並びに入学料及び授業料の徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 公開講座等

(公開講座等の開設)

第76条 本学は、教育・研究の成果を広く社会に開放し、文化の向上及び地域社会への貢献に資するため、公開講座の開設その他の学習の機会を提供するものとする。

2 前項に規定する公開講座等は、学長又は学部長等が主宰する。

3 前2項に規定するもののほか、公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第4条別表第1の規定にかかわらず、経済学部、経営学部及び工学部の各学科の収容定員の数は、平成16年度から平成18年度までの間にあっては、次のとおりとする。

区分		収容定員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
経済学部	経済システム学科	382	414	444
	国際経済学科	460	466	471
	経済法学科	168	110	55
	計	1,010	990	970
経営学部	経営学科			
	昼間主コース	300	300	300
	夜間主コース	62	84	106
	会計・情報学科			
	昼間主コース	280	280	280
	夜間主コース	45	30	15
	経営システム科学科			
	昼間主コース	260	260	260
	夜間主コース	45	30	15
	国際経営学科			
	昼間主コース	260	260	260
	夜間主コース	45	30	15
計	1,297	1,274	1,251	
工学部	(第一部)			
	生産工学科	560	560	560
	物質工学科	640	640	640
	建設学科	520	520	520

電子情報工学科	580	580	580
知能物理工学科	360	360	360
計	2,660	2,660	2,660
(第二部)			
生産工学科	90	75	75
物質工学科	90	75	75
計	180	150	150
合計	6,987	6,914	6,871

(注) この表における合計の欄の数は、全学部の収容定員の合計を示す。

- 3 教育学部及び経済学部経済法学科は、学則第3条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学部又は学科に在学する者が当該学部又は学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前項に規定する教育学部及び経済学部経済法学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、学則第41条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成15年3月31日以前に学部に入学者、在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成15年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学した者で在学する者に係る授業科目の成績、単位の授与及び卒業の認定については、学則第47条第3項、第48条及び第58条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年6月10日規則第453号)

この学則は、平成16年6月10日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第497号)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月29日規則第11号)

この学則は、平成17年9月29日から施行する。

附 則(平成17年10月13日規則第20号)

この学則は、平成17年10月13日から施行する。ただし、第22条の改正規定は平成17年12月1日から施行し、第27条の改正規定は平成17年10月1日から適用する。

附 則(平成18年2月9日規則第31号)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に学部に入学者、在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者(以下「再入学者等」という。)に係る教養教育科目については、改正後の学則第35条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学部が必要と認めるときは、在学者及び再入学者等に改正後の学則第35条の規定に基づき平成18年度以降の入学者(再入学者等を除く。)のために開設される授業科目を履修させることができる。この場合にお

いて、当該授業科目の履修を、改正前の横浜国立大学学則に基づく授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

附 則(平成 18 年 10 月 26 日規則第 97 号)

この学則は、平成 18 年 10 月 26 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日規則第 6 号)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に現に学部在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る授業科目の成績及び単位の授与については、改正後の学則第 47 条第 3 項及び第 48 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日規則第 40 号)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部第二部は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)並びに平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 4 条別表第 1 の規定にかかわらず、工学部の各学科の収容定員の数は、平成 19 年度から平成 22 年度までの間にあっては、次のとおりとする。

区分		収容定員			
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
工学部	(第一部)				
	生産工学科	560	560	560	560
	物質工学科	640	640	640	640
	建設学科	520	520	520	520
	電子情報工学科	580	580	580	580
	知能物理工学科	360	360	360	360
	計	2,660	2,660	2,660	2,660
(第二部)	生産工学科	60	45	30	15
	物質工学科	60	45	30	15
	計	120	90	60	30
	合計	6,798	6,768	6,738	6,708

(注) この表における合計の欄の数は、全学部の収容定員の合計を示す。

- 4 第 2 項に規定する工学部第二部において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第 41 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第 2 項に規定する工学部第二部の授業料の額については、改正前の第 71 条別表第 3 の規定は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 72 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 12 日規則第 86 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 12 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

附 則(平成 19 年 6 月 28 日規則第 91 号)

この学則は、平成 19 年 6 月 28 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 12 日規則第 100 号)

この学則は、平成 19 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 13 日規則第 131 号)

この学則は、平成 19 年 12 月 13 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日規則第 7 号)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 44 号)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 26 日規則第 9 号)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日規則第 15 号)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前に工学部に入学し、在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 21 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第 41 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 11 日規則第 30 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 22 日規則第 62 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。

附 則(平成 22 年 10 月 21 日規則第 84 号)

この学則は、平成 22 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 24 日規則第 92 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 11 月 24 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日までに休学を許可された者の休学期間の通算にあつては、改正後の第 51 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日規則第 12 号)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育人間科学部地球環境課程、マルチメディア文化課程及び国際共生社会課程並びに工学部は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に現に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第 4 条別表第 1 の規定にかかわらず、教育人間科学部人間文化課程、地球環境課程、マルチメディア文化課程及び国際共生社会課程並びに理工学部並びに工学部の各学科の収容定員の数は、平成 23 年度から平成 25 年度までの間にあつては、次のとおりとする。

学部名	学科・課程・コース名	収容定員		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
教育人間科学部		人	人	人
	学校教育課程	920	920	920
	人間文化課程	150	300	450
	地球環境課程	150	100	50
	マルチメディア文化課程	270	180	90
	国際共生社会課程	270	180	90
	計	1,760	1,680	1,600
理工学部	機械工学・材料系学科	140	280	420
	化学・生命系学科	175	350	525
	建築都市・環境系学科	160	320	480
	数物・電子情報系学科	270	540	810
	計	745	1,490	2,235
工学部	生産工学科	420	280	140
	物質工学科	480	320	160
	建設学科	390	260	130
	電子情報工学科	435	290	145
	知能物理工学科	270	180	90
	計	1,995	1,330	665
合 計		6,678	6,678	6,678

(注) この表における合計の欄の数は、全学部の収容定員の合計を示す。

- 4 第 2 項に規定する在学者並びに再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第 41 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 第2項に規定する工学部の在学者並びに再入学者等については、当該学部を卒業するため必要な教育課程の履修を理工学部において行うものとし、理工学部はそのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、理工学部の定めるところによる。

附 則(平成24年1月19日規則第3号)

この学則は、平成24年1月19日から施行する。

附 則(平成24年2月16日規則第27号)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月26日規則第127号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月21日規則第5号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

収容定員

学部名	学科・課程・コース名	収容定員	入学定員	第3年次
				編入学定員
教育人間 科学部	学校教育課程	人 920	人 230	人
	人間文化課程	600	150	
	計	1,520	380	
経済学部	経済システム学科	474	115	7
	国際経済学科	476	115	8
	計	950	230	15
経営学部	経営学科			
	昼間主コース	300	75	
	夜間主コース	128	32	
	会計・情報学科			
	昼間主コース	280	70	
	経営システム科学科			
	昼間主コース	260	65	
国際経営学科				
昼間主コース	260	65		
計	1,228	307		
理工学部	機械工学・材料系学科	560	140	
	化学・生命系学科	700	175	
	建築都市・環境系学科	640	160	

	数物・電子情報系学科	1,080	270	
	計	2,980	745	
	合計	6,678	1,662	15

(備考) 経営学部「昼間主コース」とは、主として昼間に授業を行うコースを、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

別表第2(第41条関係)

取得できる教員職員の免許状の種類

学部名	学科・課程・コース名	教員免許状の種類	免許教科・特別支援教育領域
教育人間科学部	学校教育課程	小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		中学校教諭 二種免許状	
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭 一種免許状	聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
	人間文化課程	中学校教諭 一種免許状	社会
		高等学校教諭 一種免許状	地理歴史 公民
経済学部	経済システム学科	中学校教諭 一種免許状	社会
	国際経済学科	高等学校教諭 一種免許状	公民
経営学部	経営学科 昼間主コース 夜間主コース 会計・情報学科 昼間主コース 経営システム科学科 昼間主コース 国際経営学科 昼間主コース	高等学校教諭 一種免許状	商業
理工学部	機械工学・材料系学科	中学校教諭 一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭 一種免許状	数学、理科
	化学・生命系学科	中学校教諭 一種免許状	理科
		高等学校教諭	理科、工業

	建築都市・環境系学科	一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭 一種免許状	数学、理科、工業
	数物・電子情報系学科	中学校教諭 一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭 一種免許状	数学、理科、情報

別表第3(第71条、第73条関係)

1 検定料及び入学料の額

区分	検定料	入学料
学部	17,000円	282,000円
学部昼間主コース	17,000円	282,000円
学部夜間主コース	10,000円	141,000円

2 第73条第2項に規定する2段階選抜を行う場合の検定料の額

区分	第1段階目の選抜に係る額	第2段階目の選抜に係る額
学部	4,000円	13,000円
学部昼間主コース	4,000円	13,000円
学部夜間主コース	2,200円	7,800円

3 転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、「1 検定料及び入学料の額」の表にかかわらず、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

4 授業料の額(年額)

区分	入学年度	
	平成10年度	平成11年度以降
学部	469,200円	535,800円
学部昼間主コース	469,200円	535,800円
学部夜間主コース	234,600円	267,900円

5 第29条の規定により、修業年限を越えて計画的に教育課程を履修して卒業をすることを認められた者に係る授業料の額

- (1) 授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。
- (2) 長期在学期間を認められ、授業料の年額を定められた者が学年の途中で卒業する場合の授業料の額は、(1)に定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とする。
- (3) 長期在学期間を認められ、授業料の年額を定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて(1)の定めにより算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げる。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に

納付すべき授業料の総額を控除した額とする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、「4 授業料の額」の表に定める授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額とする。

6 入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額

特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合の春学期又は秋学期の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。

7 復学、転入学、編入学又は再入学の場合における授業料の額

春学期又は秋学期の中途において復学、転入学、編入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者の春学期又は秋学期の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。

8 学年の途中で卒業をする場合における授業料の額

特別の事情により、学年の途中で卒業する者の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とする。

9 退学の場合における授業料の額

秋学期の徴収の時期前に退学する者の授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

10 寄宿料の額

施設名	区分	寄宿料 (月額)
峰沢国際交流会館	単身室	5,700円
留学生会館	単身室	5,900円
	夫婦室	9,500円
	家族室	11,900円

11 寄宿料は、寄宿舎に入居した日の属する月から退去する日の属する月まで毎月

その月の分を徴収する。ただし、休業期間中の寄宿料は、休業期間前に徴収することができる。

別表第4(第3条の2関係)

学部、学科・課程名	教育研究上の目的
教育人間科学部	人間に関わる諸課題を総合的、かつ多角的な見地から理解するとともに、知識のネットワーク技法、多元文化や共生社会に対する理解力や認識力を培い、実践的に対応する資質を身につけさせることを教育の基本理念とする。この理念に基づいた教育研究を推進し、グローバル化した21世紀の諸問題について、柔軟かつ創造的に対処でき、新しい社会の中核として活躍する教員と実践的職業人を育成する。また、学部教育と研究成果を持って、社会の福祉と発展に貢献する。
学校教育課程	学校教育課程は、急速に変化し、複雑化する現代社会における子どもと教育をめぐる諸課題を総合的に理解し、その課題を実践的、臨牀的に解決できる資質を身につけた小・中学校、特別支援学校の教員を養成することを目的とする。また、教育諸科学の理論的、実践的研究を推進し、教育に反映させることによって、上記の資質を身につけた高度な専門家としての教員の養成を行う。
人間文化課程	人間文化課程は、先端的で横断的な人文科学や人文・社会科学の実践的応用力を通して、社会や文化の抱える複雑な課題を発見し、対話と提案によって解決する能力、社会や文化の持続的発展のために企画や立案する能力、多元的な社会や文化の媒介者

	として交渉する能力を備えた人材を育成することを目的とする。
経済学部	経済社会の重要な問題を把握し、明晰な分析力を備えて、問題解決の方向を探索する力を持ち、必要な情報にアクセスしてそれらを分析、情報発信できる力を持った人材を養成するために、経済の理論・応用や地域の制度・歴史などについて研究を行うとともに、その成果に基づいて、数学・外国語・情報処理の基礎的学力を習得させる教育、経済の理論と現実についてバランスのとれた教育、貿易港横浜を背景とした国際色が豊かな教育、グローバル化する経済の仕組みが理解できる教育、地域の固有な条件(制度・歴史・文化・環境など)を深く洞察できる教育、キャリア形成を支援する教育などを総合的体系的に行う。
経済システム学科	経済社会の問題を体系的に認識する能力を備えた人材を養成するために、「経済コース」では、経済原論、経済システム、ミクロ経済学、マクロ経済学などの理論分野、財政、金融、ファイナンスなどの分野、数理統計、計量経済学などの分野について体系的教育研究を行い、「法と経済コース」では、法と経済の複眼的な視野を持つ人材を育成するために、経済学と法律学の基幹的部分および経済活動に関連した法律について体系的教育研究を行う。
国際経済学科	グローバル化する経済の仕組みへの理解と、地域の固有な条件(制度・歴史・文化・環境など)に対する深い洞察力を持ち、国際社会で活躍し、国際社会がかかえる問題の解決に貢献できる人材を育成するために、国際貿易、国際金融、公共経済学、労働経済学、経済政策、環境経済、国際関係と地域研究、世界と各国の経済史、グローバル化と世界経済の構造などの分野について体系的教育研究を行う。
経営学部	経営学部では、経営学に関連する分野の基礎的素養の涵養に配慮しつつ、企業・組織経営にかかわる多様な知識・スキルを体系的に教育研究する。経営学の学問的性格上、大学憲章に掲げる4つの理念の中でも特に実践性を重視している。つまり、教員および企業・組織の第一線で活躍する外部実務者等による、理論と実践の両面、そしてその統合を追求する教育を施すことで、企業・組織が行う多様な計画・活動・運営・評価に関する問題発見とその創造的解決のできる能力を身につけることを目的としている。今日の高度に複雑化した社会の中で、情報を的確に分析・判断し、環境にも配慮しつつ、また国際的にも活躍できる人材、そして企業・組織でも即戦力となる人材の育成を目指している。
経営学科	経営学科は、グローバル化・情報化・少子高齢化・環境問題といった21世紀の諸課題に対処するという観点から、新しい企業経営の方向性を探究することのできる、多角的な視野を持った人材の育成を目指している。具体的には、経営戦略、経営組織、人的資源管理、人間行動、企業環境、コミュニケーションに関する教育研究を推進することによって、経営学を統合的・体系的に学ぶことができ、現代社会における企業経営の課題について、幅広い観点から考察できる人材を育成する。
会計・情報学科	会計・情報学科は、ビジネスの言語と呼ばれる会計のスペシャリストを育成することを目的としている。この目的のために、簿記・財務会計・管理会計・会計監査・公会計・生態会計・国民会計などの教育研究を推進し、これらの領域の理論と手法を用いて、1)財務諸表の作成、2)財務諸表を利用した企業および他の組織体の分析、および3)会計情報が企業および他の組織体に与える影響の理解、が可能な人材を養成する。
経営システム科学科	経営システム科学科は、経営資源を有効に活用し最大限の経済的成果を生むために、統計学をはじめとする数量的手法やICT利用技術を経営上の諸問題に適用できる人材の育成を目的とし、オペレーションズ・リサーチ、オペレーションズ・マネジメント、情報システム、ファイナンス、マーケティング、マネジリアルエコノミクスなどの教育研究を推進し、これらの複数領域にまたがる幅広い知識と特定領域の専門知識、および演習やビジネスゲームを通じた実践的スキルの双方を身につけた人材を養成する。
国際経営学科	国際経営学科は、国際経営の基礎知識と機能別領域に関する専門知識の習得、経営

	<p>諸制度・ビジネス行動の特性比較と地域研究に関する専門知識の習得、異文化コミュニケーションとその社会・文化的背景についての知識・技能の習得を目的に国際経営・比較経営の教育研究を推進し、日本企業の海外ビジネスという、異なる環境に配慮・適応できるビジネス人材、日本に所在する外資系企業という、海外からのビジネス組織において活動できる人材育成を目指す。</p>
理工学部	<p>理学及び工学は、人類社会の福祉と持続的発展に直接的に寄与する使命を持つ学術分野である。社会からの様々な要請を的確に把握し、地球規模の環境問題などに対処しつつ、自然科学の真理を追究し、産業を発展させ、輝ける未来を切り拓くために研究者・技術者の果たすべき役割は大きい。実践的学術の国際拠点を目指す本学において、理工学部では、自らの専門分野における専門能力と高い倫理性を持ち、広く他分野の科学技術に目を向ける進取の精神に富む人材育成を目的とする。そのため、「独創性」「総合性」の精神のもとに基盤的学術に関する幅広い教育を取り入れ、自ら課題を探究し、未知の問題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決できる、世界にはばたく人材を育成する。</p>
機械工学・材料系学科	<p>機械工学・材料系学科では、自然環境との調和および資源の有効利用をはかりつつ、産業の発展とヒューマンライフの向上を持続的に行うため、人類の英知として蓄えられた科学・技術を発展させ、基盤領域から先進領域にわたる学術分野で、独創性豊かな技術者、研究者を育成する。そのために、機械工学と材料工学に関する体系的な教育と、基礎から応用にまたがる幅広い研究を行う。</p>
化学・生命系学科	<p>化学・生命系学科では、深い教養、豊かな人間性と高い倫理性を有し、化学・バイオの基礎と専門に関して国際的に通用する知識とスキルを身に付け、広く科学技術に目を向ける進取の精神に富み、それらを豊かな人類社会の実現に応用できる人材を育成する。そのために、物質・材料・プロセスの研究・開発に必要な化学、応用化学、化学工学、エネルギー、環境、安全、バイオサイエンス、バイオテクノロジーなどに関する体系的な教育を行うとともに基礎から応用にまたがる幅広い研究を行う。</p>
建築都市・環境系学科	<p>21世紀に我々が目指すべき社会は、都市や構造物、あるいは輸送システムが、地球環境と調和しながら生態系と共生して発展してゆく姿である。建築都市・環境系学科では、建築から都市、地域生態系、海洋、地球、宇宙へと広がる人々が暮らし活動する全ての空間を対象とし、創造性、安全性、快適性、機能性を高めるための空間づくりや空間利用、宇宙までも含む空間の中の安全で快適な移動を、地域の生態系や自然環境を大切にしながら実現していくための知的体系と理論や技術を探究することを目的とする。このような社会を目指すために、高度な専門知識のみならず、創造的な感性や意欲、献身的、倫理的な精神を持ち、全体を見渡すことができる総合的な視野をあわせ持った人材を養成する。</p>
数物・電子情報系学科	<p>数物・電子情報系学科では、情報工学、通信工学、電気・電子工学、数理科学、物理工学の広範な分野において、主体的に課題を探究し、広い視点から総合的かつ柔軟に問題を解決できる高度な技術者・研究者を育成することを教育研究の目的とする。そのために、数学、物理学の基礎教育を充実し、さらに電子情報システム、情報工学、数理科学、物理工学における各専門分野の教育を体系的に行う。</p>

○横浜国立大学経済学部規則

(平成16年4月1日
規則第651号)

最近改正平成25年3月18日規則第21号

第1章 学科及び授業

第1条 経済学部（以下「本学部」という。）に経済システム学科及び国際経済学科を置く。

2 経済システム学科に経済コース及び法と経済コースを置く。

第2条 本学部の授業科目は、専門基礎科目及び専門科目並びに教養コア科目、情報リテラシー科目、基礎演習科目、外国語科目及び健康スポーツ科目とする。

2 授業は、講義、演習、演習（研究指導）、実習及び実技とする。

3 学則第44条の規定に基づき、本学部における授業科目の1単位当たりの授業時間は、別表のとおりとする。ただし、1の授業科目について、講義、演習、演習（研究指導）、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、別表に規定する基準を考慮して、本学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

4 授業科目及び履修の方法に関する細目は、別に定める。

第3条 学生は、学年ごとに履修しようとする授業科目を定め、各学期始めの所定の期間内に経済学部長（以下「学部長」という。）に届出なければならない。

第4条 第3年次以降で専門教育科目を履修する学生は、原則として別に定めるところにより研究指導を受けなければならない。

2 前項の指導を受けようとする場合は、あらかじめ指導教員の承認を得なければならない。

第5条 研究指導を受けない学生は、これに代わる8単位以上の授業科目を履修しなければならない。

第2章 入学

第6条 学則第24条の規定による本学部入学者の選考は、学力検査及び出身学校長の調査書に基づいて行う。

第3章 認定

第7条 学則第58条に規定する認定は、授業科目試験、別に定めるGPA（Grade Point Average）の基準及び卒業論文試験とする。

第8条 授業科目試験は、履修を届出、かつ、授業時数の2分の1以上出席した授業科目について行う。ただし、短期派遣留学決定者及び同留学帰国者の授業科目試験は、履修を届出、かつ、認められた授業科目について行うことができる。

第9条 授業科目試験は、その授業が終了する学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めた場合は、臨時に行うことができる。

第10条 卒業論文試験は、専門教育科目を54単位以上修得した者について行う。

第11条 卒業論文試験は、担当の指導教員が行う。ただし、研究指導を受けない学生は、学部長に願い出て特定の教員の審査を受けなければならない。

第12条 授業科目試験の結果は、秀、優、良、可及び不可とし、所定のGP（Grade Point）を与える。

2 秀、優、良及び可を取得した学生には、所定の単位を与える。

3 卒業論文試験の結果は、秀、優、良、可及び不可とし、可以上を合格とする。

第13条 学則第58条第3項ただし書に規定する者のうち、特別の事情があると認められる場合には、授業科目試験及び卒業論文試験を特別の時期に行うことができる。

第4章 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講生、内地留学生及び外国人留学生

第13条の2 学則第64条第1項の規定による科目等履修生として入学を許可されることのできる者は、本学部の選考において、一又は複数の授業科目を履修する能力を有すると認められた者に限る。

第14条 学則第65条第1項の規定による研究生として入学を許可されることのできる者は、同条第2項に該当する者で本

学部の選考において、特定の専門事項についての研究能力を有すると認められた者に限る。

第15条 学則第66条第1項の規定による聴講生として入学を許可されることのできる者は、同条第2項に該当する者で、本学部の選考において、特定の授業科目を聴講する能力を有すると認められた者に限る。

第16条 科目等履修生、研究生及び聴講生の選考は、第6条の規定を準用する。

第17条 学則第67条の規定による特別聴講学生の選考は、学力検査及び在籍する他大学又は外国の大学等の成績証明書等に基づいて行う。ただし、成績証明書の発行を受けることのできない場合には推薦書をもってこれに代えることができる。

第18条 学則第68条の規定による内地留学生等の選考は、学力検査及び在籍する機関の推薦書に基づいて行う。

第19条 学則第69条に規定する外国人留学生の選考は、第6条の規定を準用する。

第5章 委任規定

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、平成16年3月31日に現に本学部に在学する者については、なお従前の規則のとおりとする。

附 則（平成17年1月13日規則第477号）

この規則は、平成17年1月13日から施行し、平成16年7月8日から適用する。

附 則（平成18年3月9日規則第34号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に本学部に入学者、在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）に係る教養教育科目については、改正後の経済学部規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 本学部が必要と認めるときは、在学者及び再入学者等に改正後の経済学部規則第2条の規定に基づき平成18年度以降の入学者（再入学者等を除く。）のために開設される本学部の授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を、改正前の経済学部規則に基づく授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

附 則（平成19年3月15日規則第15号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に現に本学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る授業科目試験の結果及び単位の授与並びに卒業論文試験の結果については、改正後の経済学部規則第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月14日規則第24号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表

授 業 科 目 の 区 分		授 業 の 区 分	時 間 数
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目	講 義	15
	専 門 科 目	講 義	15
		演 習	30
教 養 教 育 科 目	教 養 コ ア 科 目	講 義 及 び 演 習	15
	情 報 リ テ ラ シ ー 科 目	講 義 及 び 演 習	15
	基 礎 演 習 科 目	演 習	15
	外 国 語 科 目	演 習	15
		実 習	30
健 康 ス ポ ー ツ 科 目	演 習	15	

Ⅲ 履 修 細 目

1. 科目コードについて
2. 授業科目体系
3. 履修方法

Ⅲ 履修細目

経済学部履修細目（授業科目体系と履修方法）は、基本的には、

- (1) 「教養教育科目（教養コア科目、情報リテラシー科目、基礎演習科目、外国語科目、健康スポーツ科目）（平成 18～24 年度入学生）」「教養教育科目（主題別教養科目、基礎演習科目、外国語科目、健康スポーツ科目）（平成 17 年度入学生）」と「専門教育科目（専門基礎科目、専門科目）」との連携をはかり、専門教育が幅広い教養と学習によって支えられるようにすること。
 - (2) 「教養教育」と「専門教育」に関する一貫した授業科目の体系化と深化とを図ること。
 - (3) 社会科学分野における基礎学力、語学や情報処理などの基礎的スキルをしっかりと身につけられること。
- の 3 点を意図している。このため、専門教育の授業科目体系は、次の各科目によって構成される。

a. 専門基礎科目

b. 専門科目

イ. 基幹科目、 ロ. 特殊講義、 ハ. 大学院共通科目、 ニ. 外書講読、 ホ. ゼミナール

専門基礎科目は、社会科学に対して幅広い視野を与え、問題関心を高めることにより、専門科目を学習するための基礎となるために開講される。

基幹科目群は、経済学部に通ずる基本的分野の科目、各学科の様々な対象領域についての科目からなり、経済学部および各学科の基幹となる学問分野に関しての科目群である。学生諸君にしっかりと基礎学力を身につけてもらうために、専門基礎科目および基本的分野の基幹科目については複数開講し、マスプロ教育に陥らないような措置がとられている。

特殊講義は、境界領域的なテーマや up-to-date なテーマ、あるいは社会科学のための補助的な手法などをとりあげて、テーマにふさわしい講師を広く学内外に求め、開講される。

専門基礎科目、基幹科目等について、その履修年次と科目相互間の関連が容易に理解できるようなコードナンバーを付ける科目コードシステムが採用され、体系的学習が容易となるような配慮がなされている。

大学院共通科目は、意欲がある学部上級生に対して博士課程前期で開講される科目の履修を認め、修得単位として認定するものであり、学部レベルを超えた深い専門分野の知識を身につけるための科目である。

外書講読は、社会科学の原書を読むことを通じて、外国語の社会科学文献についての読解力と専門用語を習得するために開講される。

ゼミナールは、担当教員の指導とゼミ生同志の議論を通して、各自の関心と問題意識に応じて選択した専門分野の知識を積極的に吸収し、一層の理解を深めるとともに、卒業論文のテーマを掘り下げて追求するために設けられている。

これらに加えて経営学部開講科目及び教育人間科学部・理工（工）学部開講科目、国際交流科目、他大学開講科目等、各自が創意工夫を凝らして学習することができる。

※1 科目コードと履修登録の際に用いる時間割コードは異なるので注意すること。

※2 他大学開講科目とは、横浜市内大学間の単位互換協定に基づき、他大学から提供された科目のうち、経済学部が指定した科目をいう。

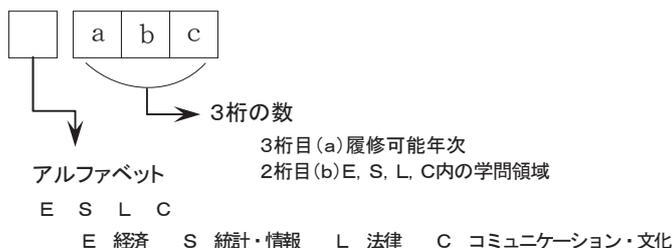
1. 科目コードについて

経済学部では、専門基礎科目、基幹科目及び一部の特殊講義に対して、科目ごとに

E372 中国経済

のように、アルファベットと3桁の数字からなる科目コードを付けている。この科目コードシステムは、その科目の扱う領域および履修可能年次を一目で理解できるようにし、学生の体系的学習を容易にすることを目的としている。

科目コードの構造



- (1) 科目コードの最初のアルファベットは、その科目が属する学問分野を示している。経済分野であればE、統計・情報分野であればS、法律分野であればL、コミュニケーション・文化分野であればCが付けられている。
- (2) 科目コードの数字部分の3桁目（上図の a 部分）は受講可能年次を示している。100 番台であれば1年次から履修可能であること、200 番台であれば2年次から履修可能であること、300 番台であれば3年次以上が履修可能であることをしめしている。
- (3) さらに、科目コードの数字部分の2桁目（上図の b 部分）は、(1)で述べたアルファベットで示された各学問分野内におけるより細かな学問領域を示している。具体的には次の表のようになる。

E	0～1	ポリティカル・エコノミー	2～3	ミクロ経済学・マクロ経済学・ゲーム理論
	4～5	財政・金融・経済政策	6～7	国際経済 8～9 経済史
S	0～1	経済統計	2～3	数理統計・計量経済学 4～5 コンピュータ・プログラミング
L	0～1	私法	2～3 公法	4～5 政治学
C	0～1	コミュニケーション	2～3	文化

上のE372「中国経済」は、3年次以上が履修できる国際経済関係の科目であることが分かる。

アルファベットが同じで、かつコードの数字部分2桁目以降が近い科目は、互いに関連が深い科目である。

例えば、E120「市場と価格：ミクロ経済学入門」は1年次から履修可能である科目であり、2年次から履修可能であるE220「ミクロ経済学」と関連が深い科目である。E281「日本経済史」とE282「現代経済史」は、ともに経済史分野の科目であり相互に関連性が深い。このような科目コードから得られる履修可能年次と学問分野の情報、「授業概要」に記載されている講義内容や前提となる科目の説明等を参考にし、自分の所属学科・コースを考慮して体系的に履修を行うことが望ましい。

2. 授業科目体系

イ. 教養教育科目と単位数

(平成 18～25 年度入学生)

区 分	授業科目	単位	期間	履修学年	備考	
教養コア科目	基礎科目 (人文社会系)	現代政治 (日本)	2	秋学期	1～4	
		現代政治 (国際)	2	春学期	1～4	
		社会科学概論 A	2	春学期	1～4	
		社会科学概論 B	2	秋学期	1～4	
		社会科学の方法	2	春学期	1～4	
		社会科学の歴史	2	秋学期	1～4	
		現代と法	2	春学期	1～4	
		心理学 A	2	春学期	1～4	
		心理学 B	2	秋学期	1～4	
		その他	2	半期	1～4	注 1
	基礎科目 (自然科学系)	微分積分 I	2	春学期	1～4	
		微分積分 II	2	秋学期	1～4	
		線形代数 I	2	春学期	1～4	
		線形代数 II	2	秋学期	1～4	
		情報科学	2	半期	1～4	
		その他	2	半期	1～4	注 1
	現代科目	地域連携と都市再生 B	2	秋学期	1～4	
		その他	2	半期	1～4	注 1
	総合科目	総合科目	2	半期	1～4	
情報リテラシー科目	情報リテラシー科目	コンピュータ・リテラシー	2	春学期	1～4	
		データ解析演習	2	秋学期	1～4	
基礎演習科目	基礎演習科目	基礎演習科目	2	春学期	1	注 2
健康スポーツ科目	健康スポーツ科目	健康スポーツ演習 B	2	半期	1～4	
外国人留学生のための授業科目	日本事情に関する科目	日本事情	2	半期	1～4	注 3

(平成 17 年度入学生)

分 野	授業科目	単位	期間	履修学年	備考		
主題別教養科目	文化と人間社会	現代政治 (日本)	2	秋学期	1～4		
		現代政治 (国際)	2	春学期	1～4		
		社会科学概論 A	2	春学期	1～4		
		社会科学概論 B	2	秋学期	1～4		
		社会科学の方法	2	春学期	1～4		
		社会科学の歴史	2	秋学期	1～4		
		地域連携と都市再生 B	2	秋学期	1～4		
		現代と法	2	春学期	1～4		
		心理学 A	2	春学期	1～4		
		心理学 B	2	秋学期	1～4		
	その他	2	半期	1～4	注 1		
	自然と科学技術	微分積分 I	2	春学期	1～4		
		微分積分 II	2	秋学期	1～4		
		線形代数 I	2	春学期	1～4		
		線形代数 II	2	秋学期	1～4		
		情報科学	2	半期	1～4		
		その他	2	半期	1～4	注 1	
	総合領域	総合領域	2	半期	1～4		
	コンピューティング	コンピューティング	コンピュータ・リテラシー	2	春学期	1～4	
			データ解析演習	2	秋学期	1～4	
基礎演習科目	基礎演習科目	基礎演習科目	2	春学期	1	注 2	
健康スポーツ科目	健康スポーツ科目	健康スポーツ演習 B	2	半期	1～4		
外国人留学生のための授業科目	日本事情に関する科目	日本事情	2	半期	1～4	注 3	

注 1. 「その他」とは本学部が各年度において指定する科目をいう。履修学年が「1～4」でない科目もある。

注 2. 「基礎演習科目」は原則として全ての 1 年生が履修する。

注 3. 「日本事情」は、外国人留学生に限り履修できる。

(平成 18～25 年度入学生)

区 分	授業科目	単位数	期 間	履修学年	備 考
外 国 語 科 目	英語実習 1 S	1	半 期	1～4	2ヶ国語 16 単位 ただし、1ヶ国語は 12 単位まで 履修方法は、 P.36 の 3. 履修方法 と「教養教育履修案 内」等を参照のこと。 1 年次から 実習 1→実習 2→ 演習の順序で 履修します。 実習科目（会話を含 む）は各 4 単位まで を卒業要件に含める ことができる。
	英語実習 1 W	1	半 期	1～4	
	英語実習 1 L R 春学期	1	春 学 期	1～4	
	英語実習 1 L R 秋学期	1	秋 学 期	1	
	英語実習 Advanced	1	半 期	1～4	
	英語演習	2	半 期	2～4	
	ドイツ語実習 1	1	春 学 期	1～4	
	ドイツ語実習 2	1	秋 学 期	1～4	
	ドイツ語実習（会話） 1	1	春 学 期	1～4	
	ドイツ語実習（会話） 2	1	秋 学 期	1～4	
	ドイツ語演習	2	半 期	2～4	
	フランス語実習 1	1	春 学 期	1～4	
	フランス語実習 2	1	秋 学 期	1～4	
	フランス語実習（会話） 1	1	春 学 期	1～4	
	フランス語実習（会話） 2	1	秋 学 期	1～4	
	フランス語演習	2	半 期	2～4	
	中国語実習 1	1	春 学 期	1～4	
	中国語実習 2	1	秋 学 期	1～4	
	中国語演習	2	半 期	2～4	
ロシア語実習 1	1	春 学 期	1～4		
ロシア語実習 2	1	秋 学 期	1～4		
ロシア語演習	2	半 期	2～4		
朝鮮語実習 1	1	春 学 期	1～4		
朝鮮語実習 2	1	秋 学 期	1～4		
朝鮮語演習	2	半 期	2～4		
イスパニア語実習 1	1	春 学 期	1～4		
イスパニア語実習 2	1	秋 学 期	1～4		
イスパニア語演習	2	半 期	2～4		
	日本語中級 日本語上級 日本語演習			プレースメント テストの結果で 受講科目が指定	留学生のみ

(平成 17 年度入学生)

分 野	授業科目	単位数	期 間	履修学年	備 考
外 国 語 科 目	英語 I	1	半 期	1～4	2ヶ国語 16 単位 ただし、1ヶ国語は 12 単位まで 履修方法は、 P.36 の 3. 履修方法 と「教養教育履修案 内」等を参照のこと。 注を参照
	英語 II	1	半 期	2～4	
	英語 III (Advanced)	1	半 期	4	
	ドイツ語 1	1	半 期	1～4	
	ドイツ語 2	1	半 期	1～4	
	ドイツ語 3	1	半 期	4	
	ドイツ語 4	1	半 期	3～4	
	フランス語 1	1	半 期	1～4	
	フランス語 2	1	半 期	1～4	
	フランス語 3	1	半 期	2～4	
	フランス語 4	1	半 期	3～4	
	イスパニア語 I	1	半 期	1～4	
	イスパニア語 II	1	半 期	2～4	
	中国語 1	1	半 期	1～4	
	中国語 2	1	半 期	1～4	
	中国語 3	1	半 期	2～4	
	中国語 4	1	半 期	3～4	
	ロシア語 1	1	半 期	1～4	
	ロシア語 2	1	半 期	1～4	
	ロシア語 3	1	半 期	2～4	
ロシア語 4	1	半 期	3～4		
朝鮮語 1	1	半 期	1～4		
朝鮮語 2	1	半 期	1～4		
朝鮮語 3	1	半 期	2～4		
	日本語 I 日本語 II	1 1	通 年 通 年	1～4 2～4	留学生のみ

注 1) 英語・イスパニア語以外の外国語については、1と2を1組として2組4単位、3は4単位を履修すること。英語及びイスパニア語についてはI・IIはそれぞれ4単位履修すること。ただし、スキップ履修、スピード履修の場合を除く。
2) 表に示された外国語の履修年次は、スキップ履修、スピード履修以外の通常の履修の場合についてのものである。

ロ. 専門教育科目と単位数

(1) 専門基礎科目と単位数

科目コード	授 業 科 目	単位数
E 100	制度と経済：ポリティカル・エコノミー入門	2
E 120	市場と価格：ミクロ経済学入門	2
E 121	所得と雇用：マクロ経済学入門	2
E 170	世界と経済：グローバル・エコノミー入門	2
E 180	歴史と経済：経済史入門	2
L 100	社会生活と法：法学入門	2

(2) 専門科目と単位数

a. 基 幹 科 目 群

A 群（学部共通）								
科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
E 200	経済原論	4	E 220	ミクロ経済学	4	E 280	経済史	4
E 201	現代経済システム	4	E 221	マクロ経済学	4			

B-1 群（経済システム学科・経済コース）								
科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
E 203	経済学史	4	E 250	経済政策	4	S 220	数理統計	4
E 204	社会思想史	4	E 251	比較農業政策	4	S 221	計量経済学	4
E 223	ゲーム理論	4	E 281	日本経済史	4	S 240	プログラミングと経済分析	4
E 244	地方財政	4	E 282	現代経済史	4	C 201	国際コミュニケーション	4
E 247	現代社会福祉	4	S 200	経済統計	4			
E 301	比較経済システム	4	E 342	ファイナンス	4			
E 306	現代社会科学	4	E 343	財政学	4			
E 325	数理経済学	4	E 345	公共経済学	4			
E 341	金融論	4	E 348	労働経済学	4			

B-2 群（経済システム学科・法と経済コース）								
科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
E 204	社会思想史	4	L 200	民法 1（総則）	2	L 221	憲法 2	2
E 223	ゲーム理論	4	L 201	民法 2（物権法）	2	L 224	行政法 1	2
E 244	地方財政	4	L 202	民法 3（担保物権法）	2	L 225	行政法 2	2
E 250	経済政策	4	L 203	民法 4（債権総論）	2	L 230	刑法 1	2
E 281	日本経済史	4	L 204	民法 5（債権各論）	2	L 231	刑法 2	2
			L 205	民法 6（家族法）	2	L 234	裁判法概論	2
			L 220	憲法 1	2	L 240	政治学概論	2
E 341	金融論	4	L 307	知的財産権法概論	2	L 313	商法 4	2
E 342	ファイナンス	4	L 308	国際関係法概論	2	L 326	経済法概論	2
E 343	財政学	4	L 310	商法 1	2	L 327	租税法概論	2
E 345	公共経済学	4	L 311	商法 2	2	L 328	社会保障法概論	2
E 348	労働経済学	4	L 312	商法 3	2			

C 群（国際経済学科）								
科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
E 250	経済政策	4	E 270	世界経済論	4	E 284	アジア経済史	4
E 251	比較農業政策	4	E 271	途上国経済	4	C 221	言語コミュニケーションとアイデンティティ	4
E 252	地域経済政策	4	E 281	日本経済史	4			
E 253	国際環境経済論	4	E 282	現代経済史	4			
E 261	国際金融	4	E 283	国際経済史	4			
E 343	財政学	4	E 364	産業組織論	4	E 373	ロシア東欧経済	4
E 345	公共経済学	4	E 367	経済開発論	4	E 374	国際貿易政策	4
E 360	国際経済学	4	E 368	国際関係論	4	E 375	現代外国為替論	4
E 362	数量ファイナンス	4	E 372	中国経済	4			

留学生向け専門科目

授業科目	履修年次	単位数
世界と日本経済	2年次～4年次	4

b. 特殊講義 毎年数科目開講。単位数は、2単位または4単位。（履修年次は科目ごとに指定。）

以下の講義については原則として毎年開講する。

科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
E 222	経済数学	2	S 201	日本経済と統計	2

c. 大学院共通科目 国際社会科学部研究科博士課程前期開講科目で別表に記載した科目。（履修年次は3，4年次）履修に関しては受講前に担当教員の許可を得ること。平成25年度より、カリキュラムの変更に伴い大学院共通科目の科目名が変更された。現在開講されている大学院共通科目と旧カリキュラム上において同一の科目を既に履修している場合、名称の変更がなされた科目を履修することはできない。（変更前、変更後の科目名については後掲の「3. 履修方法」ト*再履修についてを参照のこと。）

d. 外書講読 単位数は、2単位または4単位。（履修年次は2～4年次）

e. ゼミナール 3年次 4単位，4年次 4単位

f. 経営学部開講科目 （後掲の「3. 履修方法」ロー(3)を参照のこと。）

g. 教育人間科学部・理工(工)学部開講科目・他大学開講科目で別表に記載した科目
（後掲の「3. 履修方法」ロー(3)を参照のこと。）

ハ. 国際交流科目と単位数

留学生センターで開講する国際交流科目を履修することができる。履修年次は1～4年次、単位は2単位である。

国際交流科目のうち、別に経済学部が定める科目を履修した場合には、事前申請をすることにより卒業単位(専門科目もしくは英語演習科目)に含めることができる。(但し、GPAには参入されない。)卒業単位に含めることができる科目や単位数に制約があるので、履修を希望する学生は、必ず学期の始めに学務の窓口で申請すること。なお、卒業単位に含める科目は、履修上限の対象となる。

なお、申請なく履修した場合は、国際交流科目として単位が付与されるが、卒業単位には含めることができないので注意すること。

(1) 専門科目として読み替える

専門科目として経済学部が定める科目を履修した場合、事前申請をすることにより卒業単位に含めることができる。

※ 「国際貿易政策Ⅰ」・「国際貿易政策Ⅱ」は、留学生に限り履修することができる。但し基幹科目「国際貿易政策」(4単位)とは別科目として扱われるので、卒業単位に含めたい場合は、必ず「国際貿易政策」を履修すること。

※ 「MicroeconomicsⅠ」については、留学生に限り履修することができ、専門基礎科目「マイクロ経済学入門」に読み替えることが可能である。

※ 「MicroeconomicsⅠ」は平成24年度まで開講していた「マイクロエコノミクス」授業科目名の変更のため重複履修はできない。

(2) 英語演習科目として読み替える

英語演習科目として経済学部が定める科目を履修した場合、事前申請をすることにより英語演習EXTに読み替えることができる。(英語演習EXT履修のための条件を確認しておくこと)

受講の際は、次の注意事項と各学期開始直後に掲示する案内を確認のうえ履修すること。

(注意事項)

- ・担当教員の承諾を得ること。
- ・iBT (Internet Based TOEFL) で60点以上もしくはこの得点に相当するTOEFL ITP (英語統一テスト) または、英語教養部が主催するCASECでの得点を有すること。
- ・3年次以上で履修すること。
- ・再履修については、「教養教育履修案内」を参照すること。
- ・平成17年度入学生は英語演習へ読み替えることができない。
- ・英語演習として履修した科目は、国際交流科目へ変更することができない。
- ・p.62の「授業科目名変更等に伴う重複履修の禁止科目について(教養科目)」に記載されている科目を既に履修している学生は、履修が行えない。

3. 履 修 方 法

イ. 卒業のための必要単位数およびGPA(Grade Point Average)の基準 (平成 18～25 年度入学生)

教養教育科目

- ・教養コア科目（「基礎科目（人文社会系）・（自然科学系）」、「現代科目」、「総合科目」）

情報リテラシー科目

基礎演習科目

健康スポーツ科目 から計 26 単位

ただし、教養コア科目の「基礎科目（人文社会系）」より 4 単位以上、「基礎科目（自然科学系）」より 4 単位以上、「現代科目」より 2 単位以上、「総合科目」より 2 単位以上を取得しなければならない。健康スポーツ科目は 2 単位までを 26 単位の中に算入することができる。

また、「総合科目」は春学期 1 科目、秋学期 1 科目、年間計 2 科目しか履修できない。再履修の場合には、再履修前と同一名称の科目の有無にかかわらず、「総合科目」に属する授業科目の中から自由に選択して受講できる。

- ・外国語科目 16 単位（英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語、イスパニア語から 2ヶ国語を選択、ただし 1ヶ国語は 12 単位まで）

国際交流科目のうち、経済学部で定めた科目を英語演習 E X T に読み替えることができる。（前掲の「2. 授業科目体系」ハ を参照のこと）

専門教育科目 82 単位

卒業に必要な GPA の基準 GPA 2.0 以上（後掲の「ト. GPA について」参照）

(平成 17 年度入学生)

教養教育科目

- ・主題別教養科目（「文化と人間社会」、「自然と科学技術」、「総合領域」、「コンピューティング」）

基礎演習科目

健康スポーツ科目 から計 26 単位

ただし、主題別教養科目の「文化と人間社会」より 4 単位以上、「自然と科学技術」より 4 単位以上、「総合領域」より 2 単位以上を取得しなければならない。健康スポーツ科目は 2 単位までを 26 単位の中に算入することができる。

また、「総合領域」は春学期 1 科目、秋学期 1 科目、年間計 2 科目しか履修できない。再履修の場合には、再履修前と同一名称の科目の有無にかかわらず、「総合領域」に属する授業科目の中から自由に選択して受講できる。

- ・外国語科目 16 単位（英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語、イスパニア語から 2ヶ国語を選択、ただし 1ヶ国語は 12 単位まで）

専門教育科目 82 単位

卒業に必要な GPA の基準 GPA 2.0 以上（後掲の「ト. GPA について」参照）

(教養教育科目について)

平成17年度以前の入学生のカリキュラムは、平成18年度からの新カリキュラムと異なっているので、次のとおり読み替えて履修すること。

平成18年度以降の授業科目区分		読み替える授業科目区分
教養コア科目		主題別教養科目
基礎科目	人文社会系	主題：文化と人間社会
	自然科学系	主題：自然と科学技術
現代科目		*主題：文化と人間社会
		*主題：自然と科学技術
総合科目		主題：総合領域
情報リテラシー科目		コンピューティング

*現代科目の読み替える授業区分については、「教養教育履修案内」を参照のこと。

ロ. 専門教育科目の履修基準(平成17～25年度入学生共通:以下同じ)

学生は、上記の専門教育科目を、次のように基準に従って履修する。

- (1) 卒業に必要な専門教育履修科目総単位数は82単位である。さらに、卒業論文を提出し、審査に合格しなければならない(法と経済コースの学生を除く)。
- (2) 経済システム学科の学生は、A群(学部共通)から3科目12単位以上、経済コースの学生はB-1群から24単位以上を、法と経済コースの学生はB-2群から24単位以上を取得しなければならない。
国際経済学科の学生は、A群(学部共通)から3科目12単位以上、C群(国際経済学科)から24単位以上を取得しなければならない。
- (3) 残り46単位については専門基礎科目、基幹科目、特殊講義、外書講読、ゼミナール、大学院共通科目の他、経済学部で定めた経営学部開講科目、教育人間科学部・理工(工)学部開講科目、国際交流科目および他大学開講科目から選択する。ただし、経営学部開講の授業科目、教育人間科学部・理工(工)学部開講科目、大学院共通科目、国際交流科目および他大学開講科目のうち、経済学部で定めたものについては、12単位までを46単位に含めることができる。
- (4) 科目コードの数字が100番台の科目の履修学年は1年次から4年次、200番台の科目の履修年次は2年次から4年次、300番台の科目の履修学年は3年次・4年次である。
- (5) 専門基礎科目は1年次に、A群科目は2年次に履修することを推奨する。

ハ. 履修限度

- (1) 学生は、各年次に、卒業のために必要な単位の計算に含められる科目を48単位(各学期24単位)を超えて履修することができない。また、各年次に、教養教育科目を40単位(各学期20単位)を超えて履修することは出来ない。ただし、通年科目は各学期2分の1の単位数として計算する。
- (2) 2年次において、40単位を超えて専門教育科目を履修することはできない。
- (3) 3年次、4年次において、前学期の「学期GPA3.0」以上のものは、卒業に必要な単位の計算に含められる科目を一学期28単位まで履修することができる。ただし、教養教育科目は一学期20単位を超えて履修することはできない。
- (4) 短期派遣留学決定者及び短期派遣留学後の学生は、卒業に必要な単位の計算に含められる科目を一学期28単位まで履修することができる。ただし、教養教育科目は一学期20単位を超えて履修することはできない。また、派遣先大学で取得した単位の認定により互換した単位は、この履修限度の枠外とする。詳細は、経済学部オリエンテーション・短期派遣留学オリエンテーションで説明する。

※短期派遣留学決定者・・・留学先大学からの受け入れの許可が得られた者

二. ゼミナール

(経済システム学科経済コース及び国際経済学科)

(1) 履修年次と単位数

3年次 4単位

4年次 4単位 計8単位

(2) 参加資格

履修年次の前年次終了までに、専門基礎科目と基礎演習の中から3科目6単位以上を修得し、かつ教養教育科目及び専門教育科目を総計50単位以上を修得していること。

(3) 選択及び申請時期

第2年次春学期終了後に行う。

(4) 開始時期

ゼミナールは第3年次より開始する。ただし(3)の加入・申請から2年次終了時までの期間は第3年次に始まるゼミナールのための準備期間とする。

(経済システム学科法と経済コース)

法と経済コースの学生を対象とした「法律特別ゼミナール」から2科目4単位を修得することが卒業要件となる。また、単位修得の条件として、学期末に「タームペーパー」と呼ばれる論文を提出し、審査に合格しなければならない。

(1) 履修年次と単位数

3年次 4単位(強く推奨)

(2) 参加資格

履修年次の前年次終了までに、専門基礎科目と基礎演習の中から3科目6単位以上を修得し、かつ教養教育科目及び専門教育科目を総計50単位以上修得していること。

(3) 選択及び申請時期

第3年次春学期開講後に行う。

詳細は、学期初めのオリエンテーションで説明されるので、指示に従うこと。

(4) 注意

経済システム学科経済コース及び国際経済学科を対象とした「ゼミナール」を4単位を上限として履修することができる。この場合、第2年次春学期終了後におこなうゼミナールの加入・申請を行い、担当教員より履修の許可を得ておく必要がある。ただし、「法律特別ゼミナール」と同時に履修できないので注意すること。

ホ. 専攻学科について

(1) 学生の所属する学科は、原則として入学時に登録した学科とする。

(2) 第1年次秋学期終講時(2月頃)所属学科の確認を行うが、その際若干名の者について変更を認める場合がある。

(3) 専攻学科の変更を希望する者は、所定の専攻学科変更願を別に定める日までに学務第一係に提出すること。1年次の学業成績等により若干名について変更を認める。

採否の発表は、2年次履修登録締め切り日以前とする。

へ. 卒業論文

※卒業論文は経済システム学科経済コースと国際経済学科が必修である。経済システム学科法と経済コースは法律特別ゼミナール2科目4単位の修得によって卒業論文に代替する。

(1) 受験資格

第4年次春学期(7学期)終了時まで、経済学部規則第10条に定められた単位を修得している者。

※経済学部規則第10条

卒業論文試験は、専門教育科目を54単位以上修得した者について行う。

(2) 審査時期

第4年次秋学期に行う。

(3) 審査担当

担当の指導教員または、特別に指定した教員。

(4) 試験結果

経済学部規則第12条による。

(5) 卒業論文の事務取扱の要領は別に定める。

ト. GPA(Grade Point Average)について

* GPA(Grade Point Average)制度とは？

個々の科目について、評価(成績)のランクに数値(Grade Point)を与え、その数値と単位数の積を足し合わせ、それを履修登録してあった総単位数で割ることによって計算された数値をGPA(Grade Point Average)と呼ぶ。

平成15年度入学生より、卒業するには大学に4年以上在学し、定められた授業科目数および単位を取得して2.0以上のGPAを取得することが条件となった。

(平成19～25年度入学生)

評価	Grade Point	評価点
秀	4.5	100～90
優	4	89～80
良	3	79～70
可	2	69～60
不可	0	59点以下

$$GPA = \frac{\text{総和}(GP \times \text{単位数})}{\text{履修登録単位数}}$$

(平成17～18年度入学生)

評価	Grade Point	評価点
優	4	100～80
良	3	79～70
可	2	69～60
準可	1	59～50
不可	0	49点以下

$$GPA = \frac{\text{総和}(GP \times \text{単位数})}{\text{履修登録単位数}}$$

*** GPAに算入されない科目について**

以下の科目については、GPAに算入されない。

- (1) 入学前既修得単位として認定された科目
- (2) 編入学による認定科目
- (3) 他大学開講科目で別表に記載した科目
- (4) 短期留学（派遣）による認定科目
- (5) 国際交流科目
- (6) 教職科目（ただし、本学部専門科目として開講されている科目はGPAに算入される。詳しくは「IV 教育職員免許状の取得について」の表を参照のこと。）

*** 再履修について**

評価のうち、「準可」「不可」の科目については、再履修を行うことができる。再履修を行った場合、成績は再履修後のものが採用される。また、再履修の場合はGPAの分母は増えない。「準可」「不可」を取った科目は再履修をして、「可」以上にかえることがGPAの制度上重要だと言うことになる。履修を途中で放棄（授業に出席しなくなる、学期末試験欠席等の履修放棄）することはGPA制度上認められない。ただし、授業開始後、所定の期間（履修キャンセル期間）内に願い出た科目については履修放棄を認め、履修科目から削除する。願い出の無い履修放棄の場合は評価を「不可」として扱う。再履修は、同一名称の授業科目を履修するのが原則である。ただし、国際交流科目「マイクロエコノミクス」は「Microeconomics I」へ科目名を変更したため、際履修する場合は、学務へ事前申請した上で「Microeconomics I」を履修すること。また、専門教育科目（特殊講義）「英語討論（アジア）」、「英語討論（欧州）」を再履修する場合や、専門教育科目について同一名称の授業科目が開講されていない場合は、学務第一係まで問い合わせること。教養教育科目・大学院共通科目については以下のとおり。

＜教養教育科目＞
17年度までの再履修科目について（15年～17年度入学生適用）

科目区分	再履修科目
主題別教養科目（文化と人間社会）	同一名称の授業科目を履修。 同一名称の科目が開講されていない場合は同一科目区分（文化と人間社会、自然と科学技術）から自由選択（「教養教育履修案内」の開設科目一覧表の「旧カリ生の読み替え区分欄」から該当区分を選択。（ただし、未修得科目）
主題別教養科目（自然と科学技術）	
主題別教養科目（総合領域）	総合科目の中から自由に選択
主題別教養科目（コンピューティング）	同一名称の授業科目を履修
基礎演習科目	
外国人留学生のための授業科目（日本語・日本事情に関する科目）	
外国語科目、健康スポーツ科目	それぞれの科目の履修方法参照

18年度からの再履修科目について（18年度以降入学生適用）

科目区分	再履修科目
基礎科目（人文社会系）	同一名称のものを履修。 同一名称の科目が開講されていない場合は同一科目区分（人文社会系、自然科学系）の中から自由に選択（ただし、未修得科目）
基礎科目（自然科学系）	
現代科目	総合科目の中から自由に選択
総合科目	
情報リテラシー	
基礎演習科目	同一名称の授業科目を履修
外国人留学生のための授業科目（日本語・日本事情に関する科目）	
外国語科目、健康スポーツ科目	それぞれの科目の履修方法参照

<大学院共通科目>

再履修を行う際は下記を参照の上履修すること。

平成 17～22 年度入学生 …… 下記一覧表の「平成 24 年度以前の科目名」内に存在する科目を再履修する場合は、「平成 25 年度以降の科目名」内の対応する科目を履修すること。「未開講科目（平成 24 年度以前の科目名）」の再履修を行う場合は学務第一係まで問い合わせること。

平成 23～25 年度入学生 …… 同一名称の授業科目を再履修すること。

平成 25 年度以降の科目名	平成 24 年度以前の科目名
経済原論	経済原論 1
ミクロ経済学 I	ミクロ経済学 1
ミクロ経済学 II	ミクロ経済学 2
マクロ経済学 I	マクロ経済学 1
マクロ経済学 II	マクロ経済学 2
現代経済システム	現代経済システム 1
比較経済システム	比較経済システム 1
経済史	経済史 1
数理統計学	数理統計学 1
計量経済学	計量経済学 1
経済数学	数理経済学 1
Microeconomics I	マイクロエコノミクス

未開講科目（平成 24 年度以前の科目名）
経済原論 2
現代経済システム 2
比較経済システム 2
経済史 2
数理統計学 2
計量経済学 2
数理経済学 2
国際金融 1
国際金融 2

チ. 履修上の注意

今年度の開講される講義は、後掲「V 平成 25 年度開講の授業科目」のとおりである。自分の所属学科・コースを考えて単位修得について注意すること。通年科目および春学期開講科目は春学期初めに、秋学期開講の科目については秋学期初めに登録をする。（なお、秋学期履修登録の際、春学期に登録した通年科目をキャンセルして秋学期開講科目を登録することはできない。）

- (1) 履修登録をしないと、授業科目試験の受験資格がない。単位を修得したいと思う科目については、必ず前もって、所定の期間に履修登録をおこななければならない。（再履修をする場合は、再履修申告を行う。）
- (2) 履修登録していない科目については、たとえ授業に出席し、試験を受けたとしても単位は与えられない。

- (3) 履修登録手続の期日は学期開始後、別に掲示で指示するので特に注意すること。

履修登録の手順（概略）

- (ア) 個別成績表（2年次以上）、履修案内及び時間割表の受領。履修計画の作成。
- (イ) WEB履修登録システムで履修登録手続を行う。
- (ウ) 学務情報システムの「履修時間割表」を印刷または閲覧。確認表に記載の科目が履修科目となるので、履修計画どおりに履修登録されているか必ず確認し、科目が誤って登録されている場合等は、履修訂正期間に訂正手続を行う。
- (エ) 履修訂正した場合は、更新した学務情報システムの「履修時間割表」を印刷または閲覧し再度確認する。
- (オ) 履修登録の完了。
- (カ) 履修登録科目のキャンセルがある場合は、所定期間内に手続をする。
- (4) 履修登録後の科目変更は、所定期間内の履修キャンセル手続による削除以外は認めない。
- (5) 同じ学期、あるいは学年に同一科目が複数開講している場合、一つしか履修することはできない。（基礎演習等）
- (6) 外書講読は、同一外国語であっても講読内容が異なる場合は、重ねて履修することができる。
- (7) 授業科目名の変更等により授業の重複履修を禁止している科目があるので、注意すること。（前掲「ト*再履修について」と後掲「V 平成25年度開講の授業科目」を参照のこと。）
- (8) 履修することのできる経営学部開講の授業科目（専門科目）に、次のものは含まれない。
- (ア) 履修学年に1年次が含まれている授業科目
- (イ) 集中講義の形式で実施される授業科目
- (ウ) 時間割上、5・6・7時限目に開講される授業科目
- ※企業組織法Ⅰ・Ⅱ（商法1・2）、企業取引法（商法3）、有価証券法（商法4）については、履修の際に経済学部基幹科目で履修するか経営学部専門科目として履修するか注意すること（履修年次が違うので後の訂正はいっさい認めない。）
- (9) 教養教育科目の履修に関しては、『教養養育履修案内』の経済学部に関する説明をよく読むこと。なお、教養コア科目（主題別教養科目）の「微分積分Ⅰ・Ⅱ」および「線形代数Ⅰ・Ⅱ」で講義される内容は、経済学の学習にとって非常に重要であるので、必修ではないが履修することを推奨する。また、「社会科学概論A・B」は社会科学全般に渡っての広い視野を与える講義であるので、履修を推奨する。
- (10) 休学期間が終了し復学した学生の履修年次は、復学時点の前の年度までに在学した学期（休学期間は除く）の数によって決定される。前年度までに在学した学期の数が0～1であれば1年次、2～3であれば2年次、4～5であれば3年次、6以上であれば4年次である。
- (11) 短期派遣留学決定者は決定後から留学する学期において、短期派遣留学後の学生は留学から戻った学期において、授業担当教員から履修の許可を得た場合に限り、学生の申請により、履修登録期間外の履修登録を認める。詳細は、経済学部オリエンテーション・短期派遣留学オリエンテーションで説明する。

リ. 留学について

ここでは、学則55条に基づき大学の制度を利用して協定校へ留学する「短期派遣留学」と、学則第42条の2に基づき個人で手続きを行い休学して留学をする「休学して行う留学」について説明する。

(1) 短期派遣留学

経済学が学べる協定校は、アメリカ、カナダ、イギリス、フィンランド、ドイツ、フランス、イタリア、チェコ、スイス、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、中国、エジプト、マダガスカル、マルタ、インドネシア、ブラジル、ベルギー、マレーシア、スペイン、台湾に50校あり(平成25年1月現在)、今後も更なる締結を予定している。この協定により、半年から1年の期間、本学に在籍したまま各大学へ留学することができる。留学中、授業料は本学で納入し、相手大学の検定料、入学料、授業料は免除される。また、留学期間も本学での在学期間を含めることができる。

ただし、短期派遣留学生となるためには、経済学部では外国語の能力（TOEFLiBT80もしくは、IELTS6.0以上等）の他、成績などいくつかの条件を満たさなければならないので、希望する者は経済学部オリエンテーションや学務第一係で確認して

おくこと。また、留学申請可能な協定校は随時、変更の可能性があるので、協定校、各大学への応募資格、派遣定員、修学期間等詳細についても、大学 WEB サイト上の国際交流・留学のページや派遣先大学の WEB サイト、留学生センターで配布される資料で事前によく確認しておくこと。

〈経済学部派遣基準〉

1. 国際性に優れていること。
2. 当該年度春学期終了時点での成績が、平成 18 年度以前の入学者は GPA3.0 以上、平成 19 年度以降の入学者は GPA3.25 以上であること（第 2 次募集の場合は、前年度終了時での成績が規定以上であること）。
3. 派遣決定後に辞退等をした場合には、その後 1 年間は再応募を認めないことがある。
4. 非英語圏に留学する場合は、第 2 外国語 2 年間に相当する学習量及びレベルが必要（これを満たさない場合は、原則として現地での専門クラスは履修できないため）。

〈募集スケジュール〉

毎年 12 月上旬（2 次募集は 4 月）に、短期留学派遣生の募集が行われる。申請の際、必ず TOEFL もしくは IELTS のスコア（英語圏）もしくは派遣先大学に合わせた語学能力を証明するもの（詳しくは留学生センターに問い合わせること）の提出が必要となるので、申請に間に合うよう、事前に受験をしておくこと。その他の必要書類は留学生センターで受取り、準備すること。詳細は経済学部オリエンテーションで説明する。募集のスケジュールは変更になる場合があるので注意すること。

〈単位認定〉

経済学部では、30 単位を上限として、派遣先大学で取得した単位を認定することができる。詳細な認定基準や方法は、経済学部オリエンテーションで説明する。

なお、互換した単位は「教養教育科目（語学を含む）」「専門教育科目」「海外交流科目」※1「特別増加単位科目」※2 のいずれかで認定される。成績は全て「認定」となり GPA の適用が除外される。

※1「海外交流科目」とは、本学に読み替えに該当する専門教育科目がない場合に認定される科目である。「海外交流科目」の単位は、専門教育科目のうち特殊講義として扱われ、卒業に必要な単位に含まれる。

※2「特別増加単位科目」とは、本学に読み替えに該当する教養教育科目及び専門教育科目がない場合に認定される科目である。「特別増加単位科目」の単位は、単位が認められ成績証明書にも記載されるが、卒業に必要な単位としては認められない。

（2）休学をして行う留学

休学が許可されると、本学の授業料は免除となるが、相手大学へ検定料、入学金、授業料等の納入が必要となる。また、休学期間は本学の在学期間に含めることができない。

なお、留学先の紹介や申込み等手続きの斡旋は行っていない。個人で行うこと。

〈単位認定〉

経済学部では、学則第 42 条の 2 に基づき、学生が休学期間中に、外国の大学または短期大学に留学した場合、30 単位を上限として、留学先の大学または短期大学で取得した単位を認定することができる。認定基準や方法の詳細は、経済学部オリエンテーションで説明する。

なお、互換した単位は「教養教育科目（語学を含む）」「専門教育科目」「海外交流科目」※1「特別増加単位科目」※2 のいずれかで認定される。成績はすべて「認定」となり GPA の適用が除外される。

※1「海外交流科目」と※2「特別増加単位科目」については、「(1) 短期派遣留学」の説明を参照のこと。

ヌ. 専門教育科目(特殊講義)「インターンシップ」の履修について

専門教育科目(特殊講義)「インターンシップ」(2単位)の履修と単位の認定要件は、以下のとおりである。なお、「インターンシップ」で修得した単位は、経済学部卒業必要単位に算入できる。

1. インターンシップの必要条件

- ① 受け入れ企業あるいは自治体にインターン指導責任者がいる正規のインターンシップであり、原則として無給で行われること。
- ② 夏季休業期間中に、2週間(80時間)以上のインターン実践を行うこと。
- ③ 受け入れ企業あるいは自治体が「評価書」を作成すること。
- ④ 事前オリエンテーションを受講すること。日程については、掲示板で確認すること。
- ⑤ 「インターンシップ成果報告会」に参加すること。

2. 「インターンシップ」の履修手続きと成績評価

- ① インターンシップ受け入れ企業あるいは自治体を決定後、「インターンシップ単位認定申請書」を学務第一係に提出する。
- ② インターン実践を行い、受け入れ企業あるいは自治体から「評価書」を経済学部へ提出する。
- ③ 「インターンシップ成果報告書」を提出する。
- ④ 次学期(秋学期)に専門教育科目「インターンシップ」として履修登録する。
- ⑤ 成績評価は、受け入れ企業等が作成した「評価書」、学生が作成した「インターンシップ成果報告書」の内容、「インターンシップ成果報告会」への出席状況に基づいて行う。

3. インターンシップ受け入れ企業等の決定(マッチング)

原則として、学生本人が行うこと。ただし、特定の受け入れ可能な企業あるいは自治体の斡旋を経済学部が行う。経済学部による斡旋については掲示板で確認すること。

- * 「インターンシップ単位認定申請書」「インターンシップ成果報告書」の書式は学務第一係に備えている。
- * 「災害補償保険」「賠償責任保険」など必要な保険には個人の責任で加入すること。

ル. 専門教育科目(特殊講義)「英語討論(アジア)」、「英語討論(欧州)」の履修について

専門教育科目(特殊講義)「英語討論(アジア)」、「英語討論(欧州)」(2単位)の履修と単位の認定要件は、以下のとおりである。なお、両科目で修得した単位は、経済学部卒業必要単位に算入できる。

1. 「英語討論(アジア)」、「英語討論(欧州)」履修の必要条件

- ① 4月以降に掲示によりそれぞれ募集があるので、申込みをし、選考面接を受けること。
- ② 選考面接後に事前講習(特別講義受講、フィールドスタディ参加・対応、プレゼンテーション、討論等)に参加すること。
- ③ 「英語討論(アジア)」については海外の大学へ訪問して実施する討論会及び国内の討論会、「英語討論(欧州)」については海外の大学へ訪問して実施する討論会に参加すること。日程については、募集掲示・選考面接・事前講習等で確認すること。
- ④ 「成果報告会」に参加すること。

2. 「英語討論(アジア)」、「英語討論(欧州)」の履修手続きと成績評価

- ① 履修定員が決まっているため、春学期に実施する面接で合格した者のみが履修を許可される。春学期より募集等が開始されるが、履修許可者は秋学期に履修登録をすること。
- ② 「英語討論(アジア)」は、履修のキャンセルができないので注意すること。
※「英語討論会(アジア)」については、海外の大学へ訪問して実施する討論会に参加した際に訪問大学より単位が付与

されることがあるが、経済学部の単位としては認定しない。あくまでも経済学部で成績評価をしたものが単位として認定される。

3. その他の注意事項

海外旅行傷害保険並びに危機管理体制整備のためのプログラムへ加入することを義務付ける。また、保険加入料金・プログラム加入料金・旅費等は自己負担とする。詳しくはオリエンテーション資料を参照すること。

ヲ. 不正行為(例えば定期試験におけるカンニング等)について

不正行為を行った者は、当該定期試験期間に実施されたすべての受験資格(レポート提出資格を含む)を失うと共に、「横浜国立大学学生の懲戒に関する規則」に基づいて処分される。

具体的には、訓告・停学・退学という懲戒処分が課せられることになるので、不正のないよう十分注意すること。例えば、停学処分を受けた者は、その期間中の履修登録も不可能となり、今後の卒業までの学習計画に重大な支障をきたすことになる。

ワ. 追試験について

次の(ア)～(エ)に該当する事由により学期末試験期間以内に行われた試験科目を受験できなかった場合には、その科目について追試験を申請することが出来る。

- (ア) 本人の疾病又は負傷(医師の診断書を必要とする)
- (イ) 両親又は同居の親族の死亡(事実を確認できる書類を必要とする)
- (ウ) 交通機関の著しい遅延・運休(事実を証明する書類を必要とする)
- (エ) その他、学部長がやむを得ない理由があると認めるとき(理由を説明する文書を必要とする)

追試験の申請は、下記の要領に従うこと。追試験の可否、実施日、実施方法などについては、追って申請者に連絡する。なお、申請した追試験を受験できなかった場合には、再度の追試験はおこなわない。

- ・ 申請期限：学期末試験期間終了後の翌日の17時まで(休日の場合にはその翌日まで)
- ・ 申請窓口：専門科目又は教養教育科目→社会科学系学務第一係
国際交流科目→学務部教務課留学交流・センター係
- ・ 申請方法：追試験申請書と併せ必要書類を提出すること。本人が直接窓口申請できない場合には、代理人や電子メールによる申請も可能である。詳細は各担当窓口へ問い合わせること。

カ. 気象状況等による休講について

1. 台風接近等気象状況による休講について

台風接近等の気象情報が発表された場合は、状況により台風の接近が予想される前日又は当日に休講措置実施について発表することがある。当日に発表する場合は、原則的に下記の時刻に行う。

- ① 午前中の授業の休講措置の有無については、概ね午前6時30分頃
- ② 午後の授業の休講措置の有無については、概ね午前11時頃
- ③ 夜間主及び第二部の授業の休講措置の有無については、概ね午後3時頃

なお、状況により上記以外の時刻にも随時発表を行う場合がある。

また、発表は以下の方法により行う。

- ① 本学ホームページ(<http://www.ynu.ac.jp/>)に掲載

- ② 本学携帯サイト「Mobile YNU」(<http://www.ynu.ac.jp/i/>)に掲載
- ③ 学生情報システム(<https://siss.jmk.ynu.ac.jp>)に掲載
- ④ @ynuMail による一斉情報配信

※メール転送設定しておくことにより、自分の携帯電話で情報取得が可能。

2. 交通機関の不通に伴う休講について

災害等による損壊・停電等又はストライキ等による交通機関の不通の場合（事故による一時的な不通を除く）は、災害やストライキの規模や状況により、休講措置もしくは授業時間の繰り下げ措置等を行うことがある。

なお、措置の発表は原則として上記1に準じて行う。

3. 地震災害等による休講について

大規模地震等の災害の発生もしくは発生のおそれがある場合における授業上の取扱は次のとおり。

- ①地震の発生により、建物の崩壊又は崩壊のおそれがある場合並びに学生に相当数の傷害を及んだ場合、または及ぶおそれがある場合は直ちに休講とする。
- ②警戒宣言が発令された場合は、発令後の授業は休講とする。

(平成 23～25 年度の入学生)

IV 教育職員免許状の取得について

IV 教育職員免許状の取得について

イ. 免許状の種類及び教科

教職員免許法に基づき、経済学部において取得できる免許状は下記のとおりである。

(1) 経済システム学科及び国際経済学科

中学校教諭一種免許状「社会」

高等学校教諭一種免許状「公民」

ロ. 免許状授与のための基礎資格及び最低修得単位数

免許法 別表第 1

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	35	8
高等学校教諭一種免許状		20	27	16

ハ. 単位の修得方法

(1) 基礎資格

教養教育科目の「日本国憲法」(2単位)、「コンピュータ・リテラシー」(2単位)、「健康スポーツ演習B」(2単位)、「英語実習1S」(1単位)、「英語実習1LR」(1単位)を含めて、卒業に必要な単位を修得すること。

(2) 教科に関する専門科目

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
中学校 一種 社会	○日本史及び外国史	左欄に掲げる科目についてそれぞれ2単位以上計20単位を修得する
	○地理学(地誌を含む。)	
	「法律学, 政治学」	
	「社会学, 経済学」	
	※「哲学, 倫理学, 宗教学」	
	計	20
高等学校 一種 公民	「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	左欄に掲げる科目についてそれぞれ2単位以上計20単位を修得する
	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	
	※「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	
	計	20

注 1. ○印の科目は教育人間科学部で開講する。

2. ※印の科目は開講されない年度があるので、履修については特に注意すること。

(3) 教職に関する科目

教職に関する科目	最低修得単位数	
	中学校一種	高等学校一種
※教職の意義等に関する科目	2	2
○教育の基礎理論に関する科目	6	6
○※教育課程及び指導法に関する科目	16	10
○生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4
○教職実践演習	2	2
教育実習	4	2
事前・事後指導	1	1
計	35	27

注 1. ○印の科目は教育人間科学部で開講する。

2. ※印の科目は開講されない年度があるので，履修については特に注意すること。

3. 教職実践演習は4年次秋学期に開講する。下記の教職実践演習の着手要件を確認すること。

4. 教育実習を行うには，教職に関する科目の中から6単位以上を修得し，第4年次以上に在学していること。

(4) 教科又は教職に関する科目

	最低修得単位数	
	中学校一種	高等学校一種
最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」についての科目	8	16
教科又は教職に関する科目	8	16

(5) 介護等の体験

「介護等の体験」は科目として開講はされないが，中学校教諭一種免許状を取得するための要件となっており，7日間の介護等の体験を行い，各体験実施時に交付される「証明書」を免許状申請時に提出しなければならない。

介護等の体験の実施方法については別途指示する。

修得上の詳細については，別途「教職オリエンテーション(4月上旬)」及び資料等により指示するので，免許状取得希望者は必ず出席すること。日程等は決まり次第掲示する。

教職実践演習の着手要件

教職実践演習は，教職課程の他の科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて，学生が身につけた資質能力が，教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され，形成されたかについて，課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり，いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置づけられるものであるため，履修時期は4年の秋学期とし，着手要件は「原則として，取得を希望する免許に関する教育実習を終えていること」とする。

○教職科目とGPAの関係は以下のとおりとする。

免許教科	免許法施行規制に定める 教科に関する科目	開設授業科目	単位数	G P A算入の有無
中学校一種 「社会」	日本史及び外国史	日本史概論Ⅰ	2	算入しない
		日本史概論Ⅱ	2	算入しない
世界史概論Ⅰ		2	算入しない	
世界史概論Ⅱ		2	算入しない	
	地理学（地誌を含む。）	地誌学A	2	算入しない
地誌学B		2	算入しない	
自然地理学		2	算入しない	
中学校一種 「社会」 高等学校一種 「公民」	「法律学，政治学」	民法1	2	算入する
		民法2	2	算入する
		憲法1	2	算入する
		憲法2	2	算入する
		行政法1	2	算入する
		行政法2	2	算入する
		刑法1	2	算入する
		刑法2	2	算入する
	「社会学，経済学」	経済原論	4	算入する
		国際経済学	4	算入する
「哲学，倫理学，宗教学」	哲学概論	4	算入する	
	社会思想史	4	算入する	

免許法施行規則に定める教職に関する科目	本学で開講する 授業科目	単位数	G P A算入の有無
教職の意義等に関する科目	教職論	2	算入しない
教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	算入しない
	教育の心理学	2	算入しない
	教育社会学	2	算入しない
	教育経営	2	算入しない
教育課程の意義及び編成の方法	カリキュラム論	2	算入しない
	中等科社会科教育法	4	算入しない
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	算入しない
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱb	2	算入しない
	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	算入しない
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	算入しない
	道徳教育の理論と方法	2	算入しない
	特別活動論	2	算入しない
	教育方法論	2	算入しない
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒・進路指導論	2	算入しない
	教育相談の基礎と方法	2	算入しない
教職実践演習	教職実践演習	2	算入しない
教育実習	教育実習	3～5	算入しない

(平成 21～22 年度の入学生)

IV 教育職員免許状の取得について

IV 教育職員免許状の取得について

イ. 免許状の種類及び教科

教職員免許法に基づき、経済学部において取得できる免許状は下記のとおりである。

(1) 経済システム学科及び国際経済学科

中学校教諭一種免許状「社会」

高等学校教諭一種免許状「公民」

ロ. 免許状授与のための基礎資格及び最低修得単位数

免許法 別表第 1

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8
高等学校教諭一種免許状		20	23	16

ハ. 単位の修得方法

(1) 基礎資格

教養教育科目の「日本国憲法」(2単位)、「コンピュータ・リテラシー」(2単位)、「健康スポーツ演習B」(2単位)、「英語実習1S」(1単位)、「英語実習1LR」(1単位)を含めて、卒業に必要な単位を修得すること。

(2) 教科に関する専門科目

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
中学校 一種 社会	○日本史及び外国史 ○地理学(地誌を含む。) 「法律学, 政治学」 「社会学, 経済学」 ※「哲学, 倫理学, 宗教学」	左欄に掲げる科目についてそれぞれ2単位以上計20単位を修得する
	計	
高等学校 一種 公民	「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」 「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」 ※「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	左欄に掲げる科目についてそれぞれ2単位以上計20単位を修得する
	計	

注 1. ○印の科目は教育人間科学部で開講する。

2. ※印の科目は開講されない年度があるので、履修については特に注意すること。

(3) 教職に関する科目

教職に関する科目	最低修得単位数	
	中学校一種	高等学校一種
※教職の意義等に関する科目	2	2
○教育の基礎理論に関する科目	6	6
○※教育課程及び指導法に関する科目	12	6
○生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4
※総合演習	2	2
●教職実践演習	2	2
教育実習	4	2
事前・事後指導	1	1
計	31	23

注 1. ○印の科目は教育人間科学部で開講する。

2. ※印の科目は開講されない年度があるので，履修については特に注意すること。

総合演習は，平成21年度以前の入学生までしか履修できない。

3. ●教職実践演習は4年次秋学期に開講する。下記の教職実践演習の着手要件を確認すること。

4. 教育実習を行うには，教職に関する科目の中から6単元以上を修得し，第4年次以上に在学していること。

(4) 教科又は教職に関する科目

教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	
	中学校一種	高等学校一種
最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」についての科目	8	16
計	8	16

(5) 介護等の体験

「介護等の体験」は科目として開講はされないが，中学校教諭一種免許状を取得するための要件となっており，7日間の介護等の体験を行い，各体験実施時に交付される「証明書」を免許状申請時に提出しなければならない。

介護等の体験の実施方法については別途指示する。

修得上の詳細については，別途「教職オリエンテーション(4月上旬)」及び資料等により指示するので，免許状取得希望者は必ず出席すること。日程等は決まり次第掲示する。

教職実践演習の着手要件

教職実践演習は，教職課程の他の科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて，学生が身につけた資質能力が，教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され，形成されたかについて，課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり，いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置づけられるものであるため，履修時期は4年の秋学期とし，着手要件は「原則として，取得を希望する免許に関する教育実習を終えていること」とする。

○教職科目とGPAの関係は以下のとおりとする。

免許教科	免許法施行規制に定める 教科に関する科目	開設授業科目	単位数	GPA算入の有無
中学校一種 「社会」	日本史及び外国史	日本史概論Ⅰ	2	算入しない
		日本史概論Ⅱ	2	算入しない
世界史概論Ⅰ		2	算入しない	
世界史概論Ⅱ		2	算入しない	
	地理学（地誌を含む。）	地誌学A	2	算入しない
地誌学B		2	算入しない	
自然地理学		2	算入しない	
中学校一種 「社会」 高等学校一種 「公民」	「法学，政治学」	民法1	2	算入する
		民法2	2	算入する
		憲法1	2	算入する
		憲法2	2	算入する
		行政法1	2	算入する
		行政法2	2	算入する
		刑法1	2	算入する
		刑法2	2	算入する
	「社会学，経済学」	経済原論	4	算入する
		国際経済学	4	算入する
「哲学，倫理学，宗教学」	哲学概論	4	算入する	
	社会思想史	4	算入する	

免許法施行規則に定める教職に関する科目	本学で開講する 授業科目	単位数	GPA算入の有無
教職の意義等に関する科目	教職論	2	算入しない
教育の基礎理論に関する科目	人間形成論	2	算入しない
	教育の心理学	2	算入しない
	教育社会学	2	算入しない
	教育経営	2	算入しない
	生涯学習論Ⅰ	2	算入しない
	生涯学習論Ⅱ	2	算入しない
教育課程及び指導法に関する科目	カリキュラム実践論Ⅰ	2	算入しない
	カリキュラム実践論Ⅱ	2	算入しない
	カリキュラム実践論Ⅲ	2	算入しない
	カリキュラム実践論Ⅳ	2	算入しない
	中等社会科教育法	4	算入しない
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	算入しない
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱb	2	算入しない
	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	算入しない
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	算入しない
	道德教育の研究	2	算入しない
生徒指導，教育相談及び進路指導 等に関する科目	児童生徒理解の実際Ⅰ	2	算入しない
	児童生徒理解の実際Ⅱ	2	算入しない
	教育相談の実際	2	算入しない
総合演習	総合演習	2	算入しない
教職実践演習	教職実践演習	2	算入しない
教育実習	教育実習	3～5	算入しない

V 平成25年度開講の授業科目

教養教育科目

1. 教養コア科目・情報リテラシー科目・基礎演習科目・健康スポーツ科目
2. 外国語科目
3. 外国人留学生のための授業科目

専門教育科目

4. 専門教育科目
専門基礎科目・基幹科目群・留学生のための専門教育科目・特殊講義・
大学院共通科目・外書講読・教職科目
5. 授業科目名変更に伴う重複履修の禁止科目について（教養教育科目）

開講科目に関する最新の情報や変更点は掲示されますので必ず確認してください。

V 平成 25 年度開講の授業科目

(入学年度別平成25年度開講教養・専門教育科目見方)

入学年度	平成 18～25 年度 (2006－2012)	平成 17 年度 (2005)
教養教育科目	教養コア科目等	主題別教養科目
専門教育科目	専門教育科目	専門教育科目

1. 教養コア科目・情報リテラシー科目・基礎演習科目・健康スポーツ科目

授業科目名	教員名	単位	学期	対象	備考
心理学A	福田 幸男	2	春学期	1～4	
心理学B	堀井 俊章	2	春学期	1～4	
心理学B	佐野 泉	2	秋学期	1～4	
日本の近代文学	一柳 廣孝	2	秋学期	1～4	
日本語を教えよう	河野 俊之	2	秋学期	1～4	
日本の言語	古田 恵美子	2	春学期	1～4	
中国の古典文学	高芝 麻子	2	春学期	1～4	
日本の古典文学	三宅 晶子	2	春学期	1～4	
社会心理学入門	宮戸 美樹	2	春学期	1～4	
障害と周辺領域 I	松瀬 三千代	2	春学期	1～4	
地誌学概論	池口 明子	2	秋学期	1～4	
日本近代史	上田 誠二	2	春学期	1～4	
ヨーロッパ近現代史	鈴木 楠緒子	2	春学期	1～4	
日本前近代史	多和田 雅保	2	春学期	1～4	
環境と倫理	吉田 圭一郎	2	春学期	1～4	
諸民族の音楽と文化	丸山 洋司	2	春学期	1～4	
音楽の基礎	大瀧 郁彦	2	秋学期	1～4	
イタリア歌曲入門ー歌詞をよむー	中嶋 俊夫	2	秋学期	1～4	
基礎造形B	藤森 民雄	2	春学期	1～4	
歌の歴史	河野 克典	2	春学期	1～4	
色彩論	渡辺 邦夫	2	春学期	1～4	
水彩画基礎技術	赤木 範陸	2	秋学期	1～4	
美術の見かた	小池 研二	2	春学期	1～4	
逸脱行動の社会学	渡部 真	2	春学期	1～4	
教育と法	北川 善英	2	春学期	1～4	
Literacy of International Laws	山本 泰生、吉田 昌平、 長谷川 健治、鈴木 雅久	2	秋学期	1～4	
地域政策論	齊藤 麻人	2	秋学期	1～4	
映画論	梅本 洋一	2	春学期	1～4	
現代芸術論	樽沼 範久	2	秋学期	1～4	
文化人類学の考え方	松本 尚之	2	春学期	1～4	
現代政治 (国際)	梶島 洋美	2	未定	1～4	
現代政治 (日本)	上原 賢司	2	秋学期	1～4	
社会科学の方法	只腰 親和	2	春学期	1～4	

授業科目名	教員名	単位	学期	対象	備考
社会科学の歴史	只腰 親和	2	秋学期	1～4	
社会科学概論A	有江 大介	2	春学期	1～4	
社会科学概論B	有江 大介	2	秋学期	1～4	
法と人間	河野 真貴子・田村 淑	2	春学期	1～4	
法学概論	寺田 麻佑・田村 淳也	2	秋学期	1～4	
日本国憲法	原田 一明	2	秋学期	1～4	
日本国憲法	松井 直之	2	秋学期	1～4	
日本国憲法	松井 直之	2	春学期	1～4	
日本国憲法	松井 直之	2	春学期	1～4	
現代と法	岩崎 政明	2	春学期	1～4	
哲学と人間	矢内 光一	2	春学期	1～4	
アカデミック・リテラシー -YNU 学びの羅針盤-	安野 舞子	2	春学期	1	
伝統社会と近代社会	志田 基与師	2	春学期	1～4	
自然史科学概論	西 栄二郎	2	春学期	1～4	
自然保護と環境破壊	西 栄二郎	2	秋学期	1～4	
気象学入門	筆保 弘徳	2	春学期	1～4	
基礎からの微積分 I	馬場 裕	2	春学期	1～4	
基礎からの微積分 II	馬場 裕	2	秋学期	1～4	
実験で学ぶ物理学	平島 由美子	2	秋学期	1～4	
ギリシャの数学	山形 紗恵子	2	春学期	1～4	
現代社会と化学	鈴木 俊彰	2	春学期	1～4	
刃物の科学	坂本 智	2	春学期	1～4	
Web ページ作成入門	山本 光	2	秋学期	1～4	
生物学から見たヒト	種田 保徳	2	秋学期	1～4	
植物の適応と進化	倉田 薫子	2	春学期	1～4	
Modeling with Statistics	永野 寛	2	春学期	1～4	
Modelling with Calculus and Algebra	永野 寛	2	秋学期	1～4	
統計学 I - A	伊藤 有希	2	春学期	1～4	
統計学 II - A	本橋 永至	2	秋学期	1～4	
コンピューターで学ぶ統計学A	千島 昭宏	2	春学期	1～4	
コンピューターで学ぶ統計学B	千島 昭宏	2	秋学期	1～4	
地球と惑星の科学	中島 隆	2	秋学期	1～4	
古生物の科学	間嶋 隆一	2	春学期	1～4	
生物の社会	持田 幸良・菊池 知彦	2	春学期	1～4	
応用地質学	小長井 一男	2	秋学期	1～4	
化学の世界A (物質観としての化学)	松本 雄二	2	春学期	1～4	
化学の世界B (生活の化学)	鶴川 彰人	2	春学期	1～4	
化学の世界C (環境の化学)	安田 憲二	2	秋学期	1～4	
化学の世界D (生命の化学)	宮本 悦子	2	秋学期	1～4	
名誉教授と学ぶ数理科学そぞろ歩き	後藤 敏行	2	春学期	1～4	
情報科学	岡嶋 克典	2	春学期	1～4	
情報科学	影井 清一郎	2	秋学期	1～4	
図形科学	内野 泰伸	2	春学期	1～4	

授業科目名	教員名	単位	学期	対象	備考
図形科学	金田 徹	2	春学期	1～4	
図形科学	金田 徹	2	春学期	1～4	
図形科学	内野 泰伸	2	春学期	1～4	
図形科学	金田 徹	2	秋学期	1～4	
数理科学 I	玉野 研一	2	春学期	1～4	
数理科学 I	玉野 研一	2	春学期	1～4	
数理科学 II	玉野 研一	2	秋学期	1～4	
数理科学 II	玉野 研一	2	秋学期	1～4	
線形代数 I	加田 修	2	春学期	1～4	
線形代数 I	加田 修	2	春学期	1～4	
線形代数 II	加田 修	2	秋学期	1～4	
線形代数 II	加田 修	2	秋学期	1～4	
微分積分 I	加納 浩之	2	春学期	1～4	
微分積分 I	加納 浩之	2	春学期	1～4	
微分積分 II	加納 浩之	2	秋学期	1～4	
微分積分 II	加納 浩之	2	秋学期	1～4	
体験物理科学 A	野村 高一・君嶋 義英	2	春学期	1～4	
体験物理科学 B	野村 高一・君嶋 義英	2	秋学期	1～4	
物理の世界 A	野村 高一	2	春学期	1～4	
物理の世界 B	野村 高一	2	秋学期	1～4	
基礎から学ぶ化学	松本 雄二	2	春学期	1～4	
基礎から学ぶ化学	松本 雄二	2	秋学期	1～4	
エネルギー工学序論	奥山 邦人・光島 重徳	2	春学期	1～4	
コンピュータシステムとコミュニケーション	高橋 富士信・杉本 千佳・田村 直良	2	秋学期	1～4	
ICT Project	永野 寛	2	春学期	1～4	
先端機器分析入門	吉原 美知子	2	春学期	1～4	
モバイルプログラミング	天野 英明	2	春学期	2～4	
Applicable Computing	永野 寛	2	秋学期	1～4	
教育学（教育と人間）	渡部 真	2	秋学期	1～4	
教育学（教育と人間）	藤井 佳世	2	春学期	1～4	
消費社会と共育	松葉口 玲子	2	秋学期	1～4	
金融リテラシー入門	西村 隆男	2	春学期	1～4	
衣生活の科学	薩本 弥生	2	秋学期	1～4	
食生活論	金子 佳代子	2	春学期	1～4	
おいしさの科学	大田原 美保	2	春学期	1～4	
居住環境論	佐桑 あずさ	2	秋学期	1～4	
職業と教育	横尾 恒隆	2	春学期	1～4	
人と動物の関係学	安藤 孝敏	2	春学期	1～4	
特別活動研究	犬塚 文雄	2	春学期	1～4	
バイリンガルへのロードマップ	林部 英雄	2	春学期	1～4	
学校教育論	米澤 利明	2	春学期	1～4	
木材と人間	小林 大介	2	秋学期	1～4	

授業科目名	教員名	単位	学期	対象	備考
学外活動（教育ボランティア）	平島 由美子	2	春学期	1～4	
学外活動（教育ボランティア）	平島 由美子	2	秋学期	1～4	
Multicultural Practice	山本 泰生、吉田 昌平、 長谷川 健治、鈴木 雅久	2	秋学期	1～4	
地域連携と都市再生B	高井 正	2	秋学期	1～4	
現代の物流経営	松井 美樹	2	秋学期	1～4	
現代の経営	中野 弘美・他	2	春学期	1～4	
情報と社会	室井 尚	2	秋学期	1～4	
材料学入門	福富 洋志	2	春学期	1～4	
材料学入門	福富 洋志	2	春学期	1～4	
安全・環境と社会	藤江 幸一・他	2	春学期	1～4	
生態工学	目黒 伸一	2	春学期	1～4	
地球環境と情報	大矢 勝	2	春学期	1～4	
科学技術史	庄司 高太	2	秋学期	1～4	
建築の環境と防災	田才 晃・他	2	秋学期	1～4	
地域連携と都市再生A	内海 宏・志村 真紀	2	春学期	1～4	
応用気象学	上野 充	2	秋学期	1～4	
海事技術史	南 清和	2	春学期	1～4	
トポロジー	根上 生也	2	秋学期	1～4	
エネルギーと環境	大山 力	2	春学期	1～4	
環境リスクとつきあう	金子 信博・他	2	春学期	1～4	
国際理解 13（日本事情1）	長谷川 健治	2	秋学期	1～4	
国際理解 10（実践アラブ・イスラーム入門）	吉田 昌平	2	秋学期	1～4	
英語で学ぶ「日本映画史入門」	別途掲示	2	秋学期	1～4	
情報ネットワークシステム入門	徐 浩源	2	秋学期	1～4	
地域課題実習 I	志村 真紀・他	1	春学期	1～4	
地域課題実習 II	志村 真紀・他	1	秋学期	1～4	
技術と経営:会社とは	石塚 辰美	2	春学期	1～4	
アントレプレナー入門	石塚 辰美	2	春学期	1～4	
実践新商品企画	梅野 匡俊	2	秋学期	1～4	
キャリアデザインA	市村 光之	2	春学期	1～4	
キャリアデザインB	市村 光之	2	秋学期	1～4	
危機管理学	上原 美都男	2	秋学期	1～4	
ビジネス・コミュニケーション	市村 光之	2	秋学期	1～4	
キャリア・ケーススタディ	市村 光之	2	秋学期	1～4	
学校教育最前線	高木 展郎・他	2	春学期	1～4	
障害とその周辺領域II	別途掲示	2	秋学期	1～4	
暮らしの中の心理学	井上 果子	2	秋学期	1～4	
ことばのあれこれ	高橋 邦年	2	春学期	1～4	
Urban Dynamism of Yokohama	山本 泰生、吉田 昌平、 長谷川 健治、鈴木 雅久	2	春学期	1～4	
経済学への招待 I	小林 正人	2	春学期	1～4	
経済学への招待 II	氏川 恵次	2	秋学期	1～4	
経営者から学ぶリーダーシップと経営理論	井上 徹・他	2	春学期	1～4	

授業科目名	教員名	単位	学期	対象	備考
ベンチャーから学ぶマネジメント	井上 徹・他	2	秋学期	1～4	
アカデミック・トークA	二神 枝保・他	2	春学期	1～4	
アカデミック・トークB	中村 博之・他	2	秋学期	1～4	
アカデミック・トークC	鈴木 香織・他	2	秋学期	1～4	
アカデミック・トークD	谷地 弘安・他	2	春学期	1～4	
機械工学と社会とのかかわり合い	伊藤 光一郎・中邨 隆	2	春学期	1～4	
機械工学と社会とのかかわり合い	藪田 哲郎	2	春学期	1～4	
物質工学と社会	跡部 真人・他	2	春学期	1～4	
都市と建築	高見沢 実・他	2	秋学期	1～4	
土木工学と社会	椿 龍哉・他	2	春学期	1～4	
海洋工学と社会	海洋空間のシステムデザイン EP 各教員	2	秋学期	1～4	
数理科学概論	野間 淳・数理科学 EP 各教員	2	秋学期	1～4	
物理工学概論	田中 正俊・物理工学 EP 各教員	2	春学期	1～4	
環境をめぐる諸問題	酒井 暁子・他	2	秋学期	1～4	
システム・エンジニアリング	田村 直良	2	春学期	1～4	
情報通信技術が培う近未来医療	塩見 正・河野 隆二	2	秋学期	1～4	
コンピュータ・リテラシー	王 歆	2	春学期	1～4	
コンピュータ・リテラシー	菊地 雄太	2	春学期	1～4	
コンピュータ・リテラシー	久米 良光	2	春学期	1～4	
コンピュータ・リテラシー	久米 良光	2	春学期	1～4	
コンピュータ・リテラシー	菊地 雄太	2	春学期	1～4	
コンピュータ・リテラシー	桑波田 浩之	2	春学期	1～4	
コンピュータ・リテラシー	桑波田 浩之	2	春学期	1～4	
データ解析演習	陳 延天	2	秋学期	1～4	
データ解析演習	久米 良光	2	秋学期	1～4	
データ解析演習	久米 良光	2	秋学期	1～4	
データ解析演習	桑波田 浩之	2	秋学期	1～4	
データ解析演習	桑波田 浩之	2	秋学期	1～4	
データ解析演習	曹 超	2	秋学期	1～4	
データ解析演習	曹 超	2	秋学期	1～4	
基礎演習	永井 圭二	2	春学期	1	
基礎演習	大森 義明	2	春学期	1	
基礎演習	武岡 則男	2	春学期	1	
基礎演習	深貝 保則	2	春学期	1	
基礎演習	山崎 圭一	2	春学期	1	
基礎演習	邊 英治	2	春学期	1	
基礎演習	岡部 純一	2	春学期	1	
基礎演習	岡部 純一	2	春学期	1	
基礎演習	木崎 翠	2	春学期	1	
基礎演習	関 ふ佐子	2	春学期	1	
健康スポーツ演習 B		2	春学期	1～4	
健康スポーツ演習 B		2	秋学期	1～4	

2. 外国語科目

外国語科目の履修方法については、必ず「教養教育講義要目」を熟読し、間違いのないよう科目を選択して下さい。

授業科目名	単位	学期	対象学年	備考
英語実習1W	1	春学期	1～4	
英語実習1W	1	秋学期	1～4	
英語実習1S	1	春学期	1～4	
英語実習1S	1	秋学期	1～4	
英語実習1LR春学期	1	春学期	1～4	
英語実習1LR秋学期	1	秋学期	1～4	
英語実習1LR(再)	1	春学期	2～4	
英語実習Advanced	1	春学期	1～4	
英語実習Advanced	1	秋学期	1～4	
英語演習ARL	2	春学期	2～4	
英語演習ARL	2	秋学期	2～4	
英語演習ADW	2	春学期	2～4	
英語演習ADW	2	秋学期	2～4	
英語演習Advanced α	2	春学期	2～4	
英語演習Advanced α	2	秋学期	2～4	
英語演習Advanced β	2	春学期	2～4	
英語演習Advanced β	2	秋学期	2～4	
英語演習EXT	2	春学期	3～4	
英語演習EXT	2	秋学期	3～4	
TOEFL iBT スピーキング対策演習	2	春学期	2～4	
英語アカデミックプレゼンテーションスキル演習	2	春学期	2～4	
ドイツ語実習1	1	春学期	1～4	
ドイツ語実習1(会話)	1	春学期	1～4	
ドイツ語実習2	1	秋学期	1～4	
ドイツ語実習2(会話)	1	秋学期	1～4	
ドイツ語演習	2	春学期	2～4	
ドイツ語演習	2	秋学期	2～4	
ドイツ語演習・会話	2	春学期	2～4	
ドイツ語演習・会話	2	秋学期	2～4	
ドイツ語3	1	春学期	4	
ドイツ語3	1	秋学期	4	
フランス語実習1	1	春学期	1～4	
フランス語実習1(会話)	1	春学期	1～4	
フランス語実習2	1	秋学期	1～4	
フランス語実習2(会話)	1	秋学期	1～4	
フランス語演習	2	春学期	2～4	
フランス語演習	2	秋学期	2～4	
フランス語演習(会話)	2	春学期	2～4	
フランス語演習(会話)	2	秋学期	2～4	

授業科目名	単位	学期	対象学年	備考
中国語実習 1 a	1	春学期	1～4	
中国語実習 1 b	1	春学期	1～4	
中国語実習 2 a	1	秋学期	1～4	
中国語実習 2 b	1	秋学期	1～4	
中国語演習	2	春学期	2～4	
中国語演習	2	秋学期	2～4	
中国語 3	1	春学期	4	
中国語 3	1	秋学期	4	
ロシア語実習 1	1	春学期	1～4	
ロシア語実習 2	1	秋学期	1～4	
ロシア語演習	2	春学期	2～4	
ロシア語演習	2	秋学期	2～4	
朝鮮語実習 1	1	春学期	1～4	
朝鮮語実習 2	1	秋学期	1～4	
朝鮮語演習	2	春学期	2～4	
朝鮮語演習	2	秋学期	2～4	
イスパニア語実習 1 A	1	春学期	1～4	
イスパニア語実習 1 B	1	春学期	1～4	
イスパニア語実習 2 A	1	秋学期	1～4	
イスパニア語実習 2 B	1	秋学期	1～4	
イスパニア語演習 A	2	春学期	2～4	
イスパニア語演習 B	2	春学期	2～4	
イスパニア語演習 A	2	秋学期	2～4	
イスパニア語演習 B	2	秋学期	2～4	
イスパニア語 I A	1	春学期	4	
イスパニア語 I B	1	秋学期	4	

3. 外国人留学生のための授業科目

授業科目名	教員名	単位	学期	対象学年	備考
日本事情 A	四方田 千恵	2	春学期	1～4	
日本語中級 A	矢部 まゆみ	1	春学期	1 (前期)	
日本語中級 B	奥野 由紀子	1	春学期	1 (前期)	
日本語中級 C	長嶺 倫子	1	春学期	1 (前期)	
日本語中級 D	長嶺 倫子	1	春学期	1 (前期)	
日本語中級 E	樋口 万喜子	1	春学期	1 (前期)	
日本語中級 F	白鳥 智美	1	春学期	1 (前期)	
日本語上級 A	中川 健司	1	春学期	1～4	
日本語上級 C	佐藤 有理	1	秋学期	1～4	
日本語上級 D	奥野 由紀子	1	春学期	1～4	
日本語上級 E	樋口 万喜子	1	秋学期	1～4	
日本語上級 F	小川 誉子美	1	秋学期	1～4	
日本語上級 G	中川 健司	1	秋学期	1～4	
日本語上級 H	内海 美也子	1	春学期	1～4	
日本語上級 I	矢部 まゆみ	1	秋学期	1～4	
日本語上級 J	長嶺 倫子	1	秋学期	1～4	
日本語上級 K	中川 健司	1	春学期	1～4	
日本語演習 A	中川 健司	2	秋学期	1 (後期) ～4	
日本語演習 D	山森 理恵	2	秋学期	1 (後期) ～4	
日本語演習 E	小川 誉子美	2	春学期	1 (後期) ～4	

4. 専門教育科目

【専門基礎科目】

授業科目名	単位	期間	履修学年	平成25年度担当教員
制度と経済：ポリティカル・エコノミー入門	2	春学期	1～4	深貝保則
歴史と経済：経済史入門	2	秋学期	1～4	邊英治
世界と経済：グローバル・エコノミー入門	2	秋学期	1～4	山崎圭一
市場と価格：ミクロ経済学入門	2	春学期	1～4	武岡則男
所得と雇用：マクロ経済学入門	2	秋学期	1～4	大森義明
社会生活と法：法学入門	2	秋学期	1～4	石崎由希子

【基幹科目群】

科目コード	授業科目名	所属群	単位	期間	履修学年	平成25年度担当教員
C201	国際コミュニケーション	B-1	4	通年	2～4	中村良夫
E200	経済原論	A	4	秋学期	2～4	土井日出夫
E200	経済原論	A	4	春学期	2～4	横山章祐
E201	現代経済システム	A	4	春学期	2～4	植村博恭
E201	現代経済システム	A	4	秋学期	2～4	内橋賢悟
E220	ミクロ経済学	A	4	春学期	2～4	虞朝聞
E220	ミクロ経済学	A	4	秋学期	2～4	大滝英生
E221	マクロ経済学	A	4	秋学期	2～4	藤生源子
E221	マクロ経済学	A	4	春学期	2～4	長町康平
E244	地方財政	B-1・B-2	4	春学期	2～4	伊集守直
E247	現代社会福祉	B-1	4	通年	2～4	李蓮花
E250	経済政策	B-1・B-2・C	4	春学期	2～4	西川輝
E251	比較農業政策	B-1・C	4	春学期	2～4	池島祥文
E253	国際環境経済論	C	4	通年	2～4	氏川恵次
E261	国際金融	C	4	通年	2～4	上川孝夫
E280	経済史	A	4	春学期	2～4	石山幸彦
E280	経済史	A	4	秋学期	2～4	水野里香
E282	現代経済史	B-1・C	4	通年	2～4	大門正克
E284	アジア経済史	C	4	通年	2～4	加島潤
E325	数理経済学	B-1	4	春学期	3～4	秋山太郎
E341	金融論	B-1・B-2	4	春学期	3～4	奥村綱雄
E343	財政学	B-1・B-2・C	4	春学期	3～4	近藤絢子
E345	公共経済学	B-1・B-2・C	4	春学期	3～4	熊野太郎
E362	数量ファイナンス	C	4	秋学期	3～4	西出勝正
E372	中国経済	C	4	春学期	3～4	木崎翠
E373	ロシア東欧経済	C	4	春学期	3～4	中村靖
E374	国際貿易政策	C	4	通年	3～4	リュトミア、サブチェンコ
L200	民法1（総則）	B-2	2	春学期	2～4	佐藤秀勝
L201	民法2（物権法）	B-2	2	春学期	2～4	佐藤秀勝
L202	民法3（担保物権法）	B-2	2	春学期	2～4	宮澤俊昭
L203	民法4（債権総論）	B-2	2	秋学期	2～4	今村与一

科目コード	授業科目名	所属群	単位	期間	履修学年	平成25年度担当教員
L204	民法5（債権各論）	B-2	2	春学期	2～4	宮澤俊昭
L205	民法6（家族法）	B-2	2	秋学期	2～4	奥山恭子
L220	憲法1	B-2	2	春学期	2～4	原田一明
L221	憲法2	B-2	2	秋学期	2～4	原田一明
L224	行政法1	B-2	2	春学期	2～4	廣田達人
L225	行政法2	B-2	2	春学期	2～4	廣田達人
L230	刑法1	B-2	2	春学期	2～4	内海朋子
L240	政治学概論	B-2	2	秋学期	2～4	小池治
L307	知的財産権法概論	B-2	2	秋学期	3～4	川瀬真
L310	商法1	B-2	2	春学期	3～4	柿崎環
L311	商法2	B-2	2	秋学期	3～4	柿崎環
L312	商法3	B-2	2	春学期	3～4	福島洋尚
L313	商法4	B-2	2	秋学期	3～4	竹内明世
L326	経済法概論	B-2	2	春学期	3～4	青柳由香
S220	数理統計	B-1	4	春学期	2～4	永井圭二
S221	計量経済学	B-1	4	秋学期	2～4	小林正人

【特殊講義】

授業科目名	単位	期間	履修学年	平成25年度担当教員
哲学概論	4	通年	2～4	伊藤功
地域イノベーション政策	2	秋学期	2～4	遠藤聡
資本市場の役割と証券投資	2	秋学期	2～4	教務厚生委員長
社会における実践体験－富丘会メッセージ	2	春学期	2～4	キャリア教育推進委員長
インターンシップ	2	秋学期	2～4	キャリア教育推進委員長
キャリア形成論	2	春学期	2～4	井田善治
経済学のための日本語	2	春学期	1～2	石渡圭子
ビジネスのための日本語	2	秋学期	2～4	石渡圭子
コンテンツビジネスと法	2	秋学期	3～4	川瀬真
課題プロジェクト演習 途上国経済	2	秋学期	2～3	福島浩治
課題プロジェクト演習 現代日本経済史	2	春学期	2～3	大門正克
課題プロジェクト演習 現代欧米経済史	2	秋学期	2～3	石山幸彦
課題プロジェクト演習 地域経済	2	秋学期	2～3	居城琢
課題プロジェクト演習 英語による日本経済	2	春学期	2～3	植村博恭
課題プロジェクト演習 英語による経済事情	2	秋学期	2～3	渡辺雅仁
課題プロジェクト演習 英語による経済学	2	春学期	2～3	リュドミラ、サプチェンコ
課題プロジェクト演習 都市と法	2	春学期	2～3	高井正
課題プロジェクト演習 初歩からの英語によるスピーチとディベート	2	秋学期	2～3	石渡圭子
課題プロジェクト演習 金融工学	2	春学期	2～3	西出勝正

授業科目名	単位	期間	履修学年	平成 25 年度担当教員
英語討論(アジア)	2	秋学期	1～4	国際教育推進委員長
英語討論(欧州)	2	秋学期	1～4	国際教育推進委員長
海外交流科目				

【大学院共通科目】

授業科目名	単位	期間	履修学年	平成 25 年度担当教員
経済原論	2	春学期	3～4	土井日出夫
現代経済システム	2	春学期	3～4	植村博恭
比較経済システム	2	春学期	3～4	長谷部勇一
経済政策	2	春学期	3～4	西川輝
世界経済論	2	春学期	3～4	宮崎礼二
経済史	2	春学期	3～4	石山幸彦
日本経済史	2	春学期	3～4	邊英治
ミクロ経済学Ⅰ	2	春学期	3～4	武岡則男
ミクロ経済学Ⅱ	2	春学期	3～4	西村健
マクロ経済学Ⅰ	2	秋学期	3～4	秋山太郎
マクロ経済学Ⅱ	2	秋学期	3～4	藤生源子
経済統計	2	春学期	3～4	岡部純一
数理統計学	2	春学期	3～4	永井圭二
計量経済学	2	春学期	3～4	小林正人
経済数学	2	春学期	3～4	秋山太郎
MicroeconomicsⅠ	2	秋学期	3～4	溝口哲郎

【教職科目】

授業科目名	単位	期間	履修学年	平成 25 年度担当教員
教職論	2	集中	2～4	三浦修一
教育実習(中学)	4	通年	4	教務厚生委員長
教育実習(高校)	2	通年	4	教務厚生委員長
事前事後指導	1		3～4	教務厚生委員長

5. 授業科目名変更等に伴う重複履修の禁止科目について

次の表の「平成25年度開講授業科目」欄の授業科目に対し、右に掲げる授業科目を既に履修した者は、既にその科目を履修していることから重複履修できません。

平成25年度開講授業科目	既に履修した授業科目で重複履修できない授業科目
心理学B	精神分析入門
日本の古典文学	日本の古典文学Ⅰ、日本の古典文学Ⅱ
日本の言語	日本の言語－日本語の諸相－
図形科学	図学Ⅰ(工学部専門基礎科目)
生物学から見たヒト	ヒトをめぐるライフサイエンス
ものの強さと強さの仕組み	材料強度物性学入門
生活と情報A	生活と情報A, B
体験物理科学A, B	物質の科学A
基礎から学ぶ化学	物質の科学B
物理工学概論	教養としての先端物理科学、科学における新概念形成史
人と動物の関係学	ヒューマン・アニマル・ボンド
環境をめぐる諸問題	環境をめぐる諸問題1, 2、環境概論1, 2
社会の変化と自己啓発A	自己啓発論A
社会の変化と自己啓発B	自己啓発論B
プログラミング実習A	物理情報処理基礎実習1
プログラミング実習B	物理情報処理基礎実習2
物理数学基礎演習A	物理学基礎演習1
物理数学基礎演習B	物理学基礎演習2
応用地質学	地盤地質学
都市基盤演習	土木工学基礎演習
自然史科学概論	自然史科学概論A、東京湾の環境科学、相模湾の環境科学
機械系の数学演習Ⅰ	数学演習
機械系の数学演習Ⅱ	数学演習
機械系の力学演習Ⅰ	力学演習Ⅰ
機械系の力学演習Ⅱ	力学演習Ⅱ
コンピューティング	コンピューティング演習
物理学演習	力学演習Ⅰ・力学演習Ⅱ
材料学入門	ものの強さと強さの仕組み
化学・生命情報処理演習、バイオ情報演習	物工情報処理演習
化学・生命基礎演習A	物工基礎演習A
化学・生命基礎演習B	物工基礎演習B
土木応用数学	土木基礎数学 <工学部専門教育科目>
情報工学概論、電子情報システム概論	電子情報工学と社会
国際理解4(台湾の文化と社会)	国際理解4(華流の過去と現在)
国際理解11(文化資源のリサイクル)	文化資源のリサイクル
基礎からの微積分Ⅰ	基礎からの微積分、経済・経営のための微積分Ⅰ、 経済・経営のための微積分Ⅱ
基礎からの微積分Ⅱ	基礎からの微積分、経済・経営のための微積分Ⅰ 経済・経営のための微積分Ⅱ
英語演習(アラブの言語と文化)	アラビア語とその文化 <国際交流科目>、国際理解3(アラブの言語と文化)
英語演習(日米関係史)	日米関係史 <国際交流科目>、国際理解5(日米関係史)
国際理解13(日本事情1)	核の現代史入門 <国際交流科目> 国際理解13(核の現代史入門)、英語演習(核の現代史)
英語演習(英語を媒介語とした日本語の教え方)	英語を使って日本語を教えよう<国際交流科目> 国際理解7(英語を媒介語とした日本語の教え方)
英語演習(日本と世界の音楽)	日本と世界の音楽<国際交流科目>
英語演習(日本の社会と文化)	日本の社会と文化<総合科目>、日本の社会と文化 <国際交流科目>
英語演習(原子核の物理)	現代物理の歩み <国際交流科目>
英語演習(マクロエンジニアリングとアーキテクチャー)	マクロエンジニアリングとアーキテクチャー <国際交流科目>
英語演習(材料科学及び材料技術の最近の進歩(1))	材料科学及び材料技術の最近の進歩(1) <国際交流科目>
バイリンガルへのロードマップ ※現代科目	バイリンガルへのロードマップ ※基礎(人文社会系)
地誌学概論	地誌学A
学外活動(教育ボランティア)	学外活動・学外学習Ⅱ(教育人間科学部専門科目)
特別支援教育入門	特別支援教育入門A、特別支援教育入門B
障害とその周辺領域Ⅰ	障害とその周辺領域
学校教育論	学校教育最前線

VI 講義担当教員一覧

VII 平成 25 年度学年暦

VI 講義担当教員一覧

専任教員

秋山 太郎	数理経済学, ゼミナール
有江 大介	《現代社会科学》, 社会科学概論 A, 社会科学概論 B, ゼミナール
池島 祥文	比較農業政策, ゼミナール
石山 幸彦	経済史, 課題プロジェクト演習: 現代欧米経済史, ゼミナール
伊集 守直	地方財政, ゼミナール
石渡 圭子	経済学のための日本語, ビジネスのための日本語, 課題プロジェクト演習: 初歩からの英語によるスピーチとディベート, 日本におけるインターカルチュラルコミュニケーション
植村 博恭	現代経済システム, 課題プロジェクト演習: 英語による日本経済, ゼミナール
氏川 恵次	国際環境経済論, ゼミナール
大門 正克	現代経済史, 課題プロジェクト演習: 現代日本経済史, ゼミナール
大森 義明	《労働経済学》, 所得と雇用: マクロ経済学入門, 基礎演習, ゼミナール
岡部 純一	《経済統計》, 基礎演習, ゼミナール
奥村 綱雄	金融論, ゼミナール
加島 潤	アジア経済史, ゼミナール
上川 孝夫	国際金融, ゼミナール
木崎 翠	中国経済, 基礎演習, ゼミナール
熊野 太郎	公共経済学
小林 正人	計量経済学, ゼミナール
近藤 絢子	財政学
佐藤 清隆	《現代外国為替論》, ゼミナール
相馬 直子	《現代社会福祉》, ゼミナール
武岡 則男	《ゲーム理論》, 市場と価格: ミクロ経済学入門, 基礎演習, ゼミナール
土井日出夫	経済原論, ゼミナール
富浦 英一	《国際経済学》, ゼミナール
永井 圭二	数理統計, 基礎演習, ゼミナール
中村 靖	ロシア東欧経済, ゼミナール
中村 良夫	国際コミュニケーション, 英語演習 ARL, ゼミナール
西川 輝	経済政策, ゼミナール
西出 勝正	数量ファイナンス, 課題プロジェクト演習: 金融工学, ゼミナール
パーソンズクレッグ	《国際貿易政策》
長谷部男一	《比較経済システム》, ゼミナール
深貝 保則	《経済学史》, 制度と経済: ポリティカル・エコノミー入門, 基礎演習, ゼミナール
藤生 源子	マクロ経済学, ゼミナール
邊 英治	《日本経済史》, 歴史と経済: 経済史入門, 基礎演習, ゼミナール
マッコレー アレクサンダー	《言語コミュニケーションとアイデンティティ》, 英語演習 Advanced β , ゼミナール
松永 友有	《国際経済史》
山崎 圭一	《途上国経済》, 世界と経済: グローバル・エコノミー入門, 基礎演習, ゼミナール

《 》今年度開講しない

講義担当学内教員

青柳 由香	経済法概論
今村 与一	民法4（債権総論），法律特別ゼミナール（民法・物権法），法律特別ゼミナール（民法・債権法）
石崎 由希子	社会生活と法：法学入門
ウィズ チャールズ	英語演習 ADW
内海 朋子	刑法1
遠藤 聡	地域イノベーション政策
奥山 恭子	民法6（家族法）
柿崎 環	商法1，商法2，法律特別ゼミナール（会社法）
椛島 洋美	現代政治（国際）
川瀬 真	コンテンツビジネスと法，知的財産権法概論
キャノン タラ	英語演習 Advanced α
小池 治	政治学概論
関 ふ佐子	基礎演習
田島祐規子	英語演習 ARL
原田 一明	憲法1，憲法2
廣田 達人	行政法1，行政法2
宮澤 俊昭	民法3（担保物権法），民法5（債権各論）
宗像 孝	英語演習 ARL
根本 洋一	法律特別ゼミナール（国際私法）

非常勤講師

アンディ バーガー	英語演習A DW
居城 琢	課題プロジェクト演習：地域経済,
井田 喜治	キャリア形成論
伊藤 功	哲学概論
上原 賢司	現代政治（日本）
内橋 賢悟	現代経済システム
王 歆	コンピュータ・リテラシー
大滝 英生	ミクロ経済学
大橋 弘顕	英語演習E X T
三浦 修一	教職論
川上 英	イスパニア語実習 1B, イスパニア語実習 2B, イスパニア語 I A, イスパニア語 I B, イスパニア語演習 B
菊地 雄太	コンピュータ・リテラシー, データ解析演習
亀卦川芽以	現代の経済 A, 現代の経済 B
久野 新	現代の経済 A, 現代の経済 B
久米 良光	コンピュータ・リテラシー, データ解析演習
桑波田浩之	コンピュータ・リテラシー, データ解析演習
虞 朝聞	ミクロ経済学
ゲイジ・ジョン	英語演習A DW
佐藤 秀勝	民法 1（総則）, 民法 2（物権法）
ステビンズ・ アントワヌ	英語演習A DW
曹 超	データ解析演習
高井 正	地域連携と都市再生B, 課題プロジェクト演習：都市と法
竹内 明世	商法 4
只腰 親和	社会科学の方法, 社会科学の歴史
デービス・アラン	英語演習A DW
長町 康平	マクロ経済学
福島 浩治	課題プロジェクト演習：途上国経済
福島 洋尚	商法 3
水野 里香	経済史
ポール・ハーパー	英語演習A DW
溝口 哲郎	Microeconomics I
山田 晶雄	イスパニア語実習 1A, イスパニア語実習 2A, イスパニア語 I A, イスパニア語 I B, イスパニア語演習 A
横山 章祐	経済原論
リュドミーラ サブチェンコ	課題プロジェクト演習：英語による経済学, 国際貿易政策
李 蓮花	現代社会福祉
ローズ・レジーナ	英語演習A DW
渡辺 雅仁	課題プロジェクト演習：英語による経済事情

Ⅶ 平成25年度学年暦

事 項	期 日 又 は 期 間	備 考
春 季 休 業 期 間	4月 1日 (月) ～ 4月 4日 (木)	
入 学 式	4月 4日 (木)	
春 学 期 開 講	4月 5日 (金)	
授 業 振 替 日	4月 30日 (火) は月曜日の授業を行う	
補 講 週 間	5月 13日 (月) ～ 5月 17日 (金)	※
清 陵 祭	5月 25日 (土) ～ 5月 26日 (日) (5月 25日 (土) は準備含む)	
開 学 記 念 日	6月 1日 (土)	
補 講 週 間	6月 17日 (月) ～ 6月 21日 (金)	※
補 講 週 間	7月 8日 (月) ～ 7月 12日 (金)	※
授 業 振 替 日	7月 17日 (水) は月曜日の授業を行う	
春 学 期 末 試 験 期 間	7月 25日 (木) ～ 7月 31日 (水)	
夏 季 休 業 期 間	8月 1日 (木) ～ 9月 30日 (月)	
秋 季 卒 業 式 ・ 修 了 式	9月 26日 (木)	(予定)
春 学 期 終 講	9月 30日 (月)	
秋 学 期 開 講	10月 1日 (火)	
秋 季 入 学 式	10月 3日 (木) 昼休み	
授 業 振 替 日	10月 15日 (火) は月曜日の授業を行う	
常 盤 祭	11月 3日 (日) ～ 11月 5日 (火) (11月 2日 (土) は準備日)	
補 講 週 間	11月 11日 (月) ～ 11月 15日 (金)	※
補 講 週 間	12月 9日 (月) ～ 12月 13日 (金)	※
冬 季 休 業 期 間	12月 24日 (火) ～ 1月 5日 (日)	
授 業 振 替 日	1月 15日 (水) は月曜日の授業を行う	
大学入試センター試験休業日	1月 17日 (金) ～ 1月 19日 (日)	
補 講 週 間	1月 27日 (月) ～ 1月 31日 (金)	※
予 備 日	1月 30日 (木) は予備日	
英 語 統 一 テ ス ト 試 験 日	2月 5日 (水)	
秋 学 期 末 試 験 期 間	2月 6日 (木) ～ 2月 13日 (木)	
試 験 振 替 日	2月 13日 (木) は火曜日の試験を行う	
春 季 休 業 期 間	2月 14日 (金) ～ 3月 31日 (月)	
個別学力検査等試験日(前期日程)	2月 25日 (火) ～ 2月 26日 (水)	(予定)
個別学力検査等試験日(後期日程)	3月 12日 (水) ～ 3月 13日 (木)	(予定)
卒 業 式 ・ 修 了 式	3月 26日 (水)	(予定)
秋 学 期 終 講	3月 31日 (月)	

※ 補講週間であっても通常授業は行う。補講は各日の第6限に実施するが、事情によりこの時間帯に実施し難い場合には、各部局の判断により別途日時を設定して補講を行なうものとする。

平成 25(2013)年度学年暦授業日数表(春 学 期)

		日	月	火	水	木	金	土	摘 要
4 月			1	2	3	4	5	6	春季休業期間 4 / 1 (月) ~ 4 / 4 (木) 新生・各学年オリエンテーション等 4 / 1 (月) ~ 4 / 3 (水) 入学式 4 / 4 (木) 春学期開講 4 / 5 (金) 授業振替日 4 / 30 (火) は月曜日の授業を行う
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30					
5 月				1	2	3	4		※補講週間(5/13(月)~5/17(金)の各日の第6限) 清陵祭 5 / 25 (土) ~ 5 / 26 (日) (5 / 25 (土) は準備含む)
		5	6	7	8	9	10	11	
		12	13	14	15	16	17	18	
		19	20	21	22	23	24	25	
		26	27	28	29	30	31		
6 月								1	開学記念日 6 / 1 (土) ※補講週間(6/17(月)~6/21(金)の各日の第6限)
		2	3	4	5	6	7	8	
		9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	
		30							
7 月			1	2	3	4	5	6	※補講週間(7/8(月)~7/12(金)の各日の第6限) 授業振替日 7 / 17 (水) は月曜日の授業を行う 春学期末試験期間 7 / 25 (木) ~ 7 / 31 (水) 夏季休業期間 8 / 1 (木) ~ 9 / 30 (月)
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
8 月					1	2	3		
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
9 月		1	2	3	4	5	6	7	秋季卒業式・修了式 9 / 26 (木) (予定) 春学期終講 9 / 30 (月)
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30						
小計 (振替前)		14	17	17	16	16			春学期末試験期間を含む。
小計 (振替後)		16	16	16	16	16			春学期末試験期間を含む。

※補講週間であっても通常授業は行う。補講は各日の第6限に実施するが、事情によりこの時間に実施し難い場合には、各部局の判断により別途日時を設定して補講を行うものとする。

平成 25(2013)年度学年暦授業日数表(春 学 期)

	日	月	火	水	木	金	土	摘 要
10 月			1	2	3	4	5	秋学期開講 10 / 1 (火) 秋季入学式 10 / 3 (木) 昼休み 授業振替日 10 / 15 (火)は月曜日の授業を行う。
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	31			
11 月						1	2	常盤祭 11 / 3 (日)～11 / 5 (火) (11 / 2 (土) は準備日) ※補講週間(11/11(月)～11/15(金)の各日の第6限)
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	
12 月	1	2	3	4	5	6	7	※補講週間(12/9(月)～12/13(金)の各日の第6限) 冬季休業期間 12 / 24 (火)～1 / 5 (日)
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31					
1 月				1	2	3	4	授業振替日 1 / 15 (水)は月曜日の授業を行う 大学入試センター試験休業日 1 / 17 (金)～1 / 19 (日) ※補講週間(1/27(月)～1/31(金)の各日の第6限) 1 / 30 (木) は予備日
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	31		
2 月							1	英語統一テスト試験日 2 / 5 (水) 秋学期末試験期間 2 / 6 (木)～2 / 13 (木) 試験振替日 2 / 13 (木) は火曜日の試験を行う 春季休業期間 2 / 14 (金)～3 / 31 (月) 個別学力検査等試験日(前期日程) 2 / 25 (火)～2 / 26 (水)(予定)
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28		
3 月							1	個別学力検査等試験日(後期日程) 3 / 12 (水)～3 / 13 (木)(予定) 卒業式・修了式 3 / 26 (水)(予定) 秋学期終講 3月31日(月)
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
30	31							
小計 (振替前)		14	16	17	17	16		英語統一テスト試験日は除く。 秋学期末試験期間を含む。
小計 (振替後)		16	16	16	16	16		英語統一テスト試験日は除く 秋学期末試験期間を含む。
合計		32	32	32	32	32		